

清川村高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

清川村

はじめに

平成12年(2000年)に制度創設以降、介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきた一方で、今後さらに進む高齢化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者や要支援・要介護認定者などの増加、また、介護の担い手となる世代の減少、介護人材の不足など様々な課題が生じており、高齢者をとりまく状況は、ますます複雑・深刻化することが予測されています。



本村においては、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の構築や、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりました。

このたび策定しました「清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、『高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、生きがいを持って住み続けられる村』を基本理念に掲げ、健康寿命の延伸、地域の支え合い・助け合いの仕組みづくり、高齢者が通える地域の通いの場づくり、元気な高齢者が活躍できる機会や場所の確保などをさらに進めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する社会の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて多くの貴重なご意見をいただきました村民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

清川村長 岩澤吉美

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 日常生活圏域の設定.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者を取り巻く状況	6
1 統計情報からみえる状況.....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	10
3 第8期計画の評価と課題.....	16
第3章 計画の基本理念と目標	18
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	19
3 施策の体系.....	21
第4章 施策の展開	23
1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実.....	23
(1) 生きがいづくりと社会参加の促進.....	23
(2) 健康づくりの支援.....	25
(3) 介護予防事業の推進.....	27
2 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実.....	29
(1) 暮らしを支える福祉サービスの推進.....	29
(2) 相談・情報提供の推進.....	32
(3) 認知症施策の推進.....	33
(4) 医療と介護・福祉の連携強化.....	35
(5) 地域包括支援センター機能の推進.....	36
(6) 高齢者の権利擁護の推進.....	37
(7) 地域で見守り支えあう体制づくりの推進.....	38
(8) 地域安全・まちづくり施策の推進.....	39

(9) 地域共生社会の実現.....	40
3 介護保険事業の円滑な推進と介護保険サービスの充実.....	41
(1) 介護保険事業の円滑な推進.....	41
(2) 介護保険サービスの充実.....	42

第5章 介護保険サービスの見込み..... 44

1 人口及び要支援・要介護認定者の推計.....	44
2 高齢者人口等の推計.....	45
3 居宅・介護予防サービス.....	47
4 地域密着型サービス.....	54
5 施設サービス.....	59
6 居宅介護支援・介護予防支援.....	61
7 介護予防・日常生活支援総合事業.....	62
8 保険料の算出.....	64

第6章 成年後見制度の利用促進..... 71

1 成年後見制度に係る村長申立・法定後見人の報酬助成の実施.....	71
2 中核機関の設置・運営.....	71
3 法律・福祉の専門職団体や福祉、医療、地域等の福祉関係の連携体制強化.....	71

第7章 計画の推進..... 72

1 計画の推進体制.....	72
----------------	----

参考資料..... 74

1 計画の策定経過.....	74
2 清川村介護保険運営協議会設置要綱.....	75
3 清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会委員名簿.....	77

1 計画策定の背景と趣旨

総務省によると、2023年（令和5年）1月1日現在、わが国の総人口は約1億2,542万人であり、65歳以上の人口は3,589万人、高齢化率は28.6%となっています（住民基本台帳に基づく人口）。本村におきましても同日現在、総人口2,812人のうち65歳以上の人口は1,062人で高齢化率は37.8%となっており、年々上昇しています。

今後、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者の人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。介護予防の推進や重度化防止等により、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸に向け、一層の取り組みが求められます。

また、高齢化が進む中、地域社会においては高齢者をめぐる様々な課題が浮かび上がっており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加・孤立、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職、高齢者虐待等の問題への対応などが求められています。

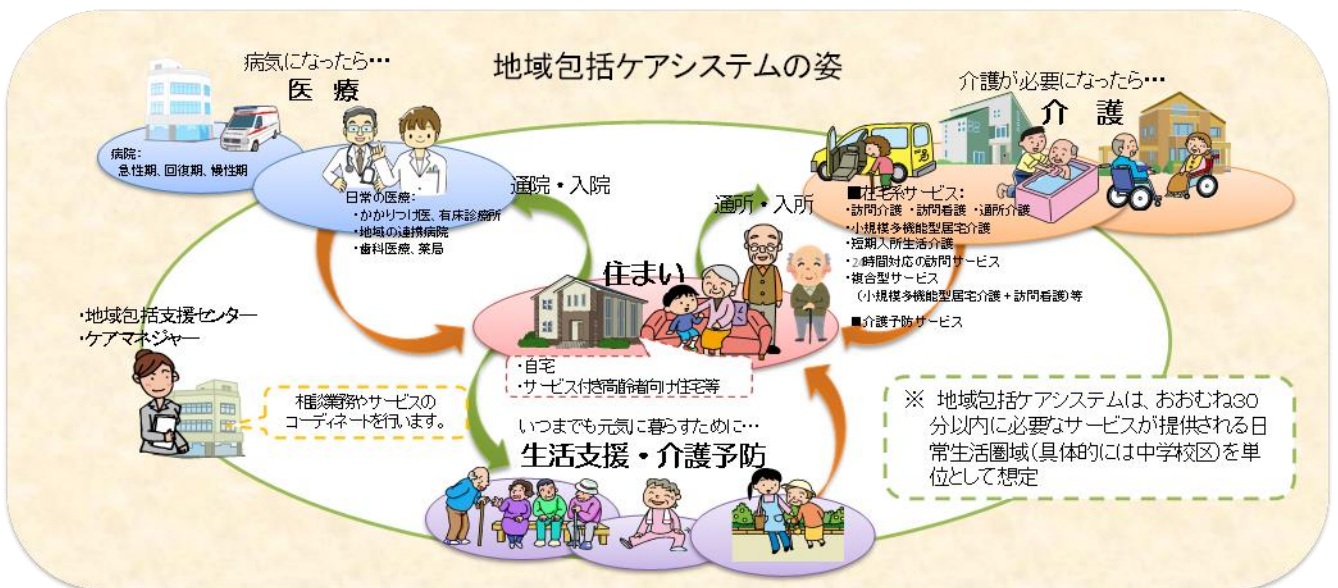
こうした中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援という目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図り、自立支援・重度化防止に向けた取り組みについても強化する必要があります。

また、高齢福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮者支援などといった、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会「地域共生社会」の実現も求められています。

本村では、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、国や神奈川県との動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証し、また、世界の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨を踏まえ、団塊の世代が75歳になる2025年（令和7年）、団塊

ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、健康寿命の延伸への取り組みのほか、本格的な超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムの深化・推進や、地域共生社会の実現を目指すことから、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

なお、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下、成年後見制度利用促進法）第14条第1項に基づく市町村計画を兼ねています。



（資料：厚生労働省資料）

■持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向けた取り組み■

平成27年に国際連合で採択されたSDGsは、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、17のゴール（目標）で構成されています。

本計画でも、各基本目標の達成に向けて、SDGsの趣旨を踏まえ、すべての人がパートナーシップを通じて推進することができるよう取り組みます。（21、22ページに掲載）

（本計画と関連の強いゴール）

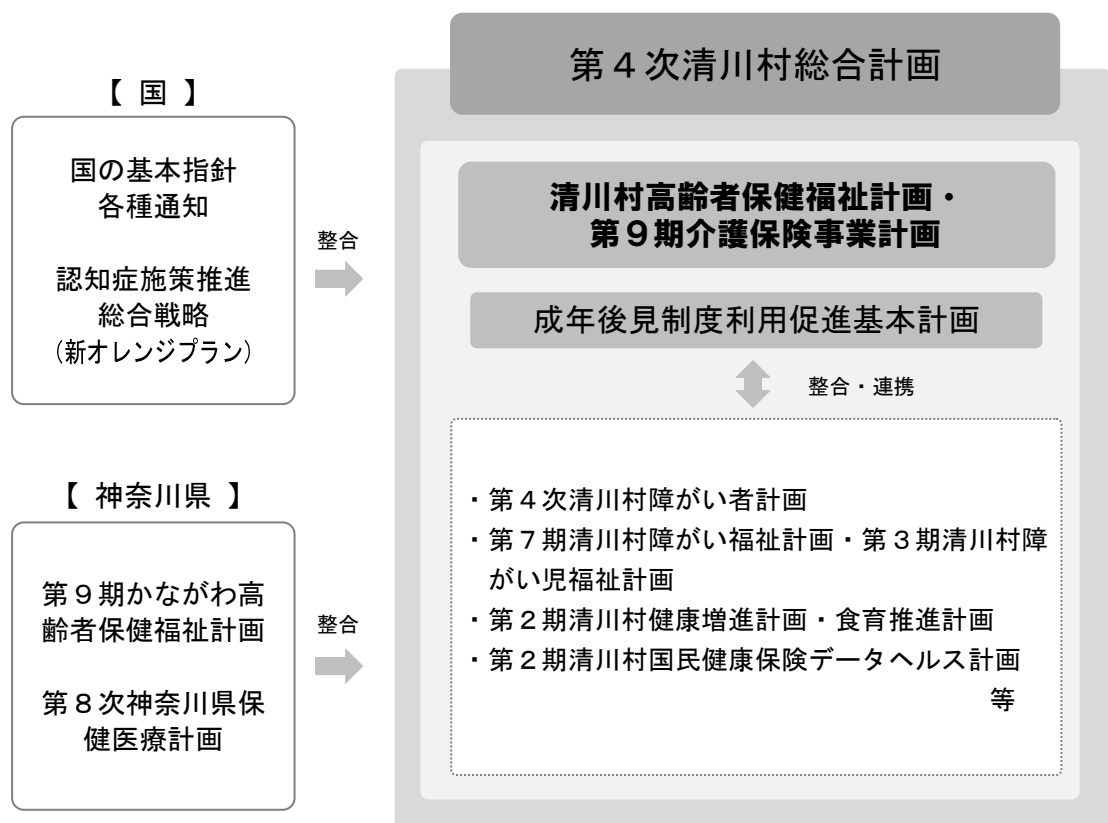


2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」と）と「介護保険事業計画」を一体化したものととして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

また、認知症や知的障がい等により日常生活等に支障がある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用と促進に向けた取り組みを示す「成年後見制度利用促進基本計画」としての性格も有しています。

加えて、本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。特に、「地域共生社会」の実現に向けて、「第4次清川村障がい者計画」「第7期清川村障がい福祉計画・第3期清川村障がい児福祉計画」「第2期清川村健康増進計画・食育推進計画」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



3 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

第9期計画の期間においては、団塊の世代が75歳以上に達する令和7（2025）年を迎えつつ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据えた取り組みを推進していきます。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040) を見据えた 取り組み
第8期計画 2021～2023			第9期計画 2024～2026			第10期計画 2027～2029			

4 日常生活圏域の設定

介護保険法では、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続することができるように、地理的条件・人口・交通事情その他社会的条件、介護給付費等のサービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて「日常生活圏域」を定めるものとしています。

本村においては、人口規模等を踏まえ、引き続き清川村全域を1つの日常生活圏域として設定します。

また、平成18年度からは相談と介護予防の拠点として、清川村地域包括支援センターを設置し、直営で運営しています。

本計画期間においても、これまでの体制を維持し、地域包括支援センターの適正な運営と公正性、中立性の確保等を図るため、地域包括支援センター運営協議会との調整・連携を図ります。

5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、保健・医療・福祉等の各専門分野の代表者及び被保険者の代表等で構成する「清川村介護保険運営協議会」により検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、本計画を策定するための基礎的な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。調査は、郵送配布・郵送回収による本人記入方式（WEB回答方式併用）で行いました。実施概要は以下のとおりです。

項目	一般高齢者対象調査	若年者対象調査
調査対象者	令和4年11月1日現在で「65歳以上」かつ「要介護1～5でない」住民の方	令和4年11月1日現在で40歳から64歳までの住民の方
調査期間	令和4年12月5日（月）～12月19日（月）	令和4年12月5日（月）～12月19日（月）
配布数	548件	300件
有効回収数	370件	120件
有効回収率	67.5%	40.0%

項目	要介護認定者および家族対象調査	施設入所の要介護認定者および家族対象調査
調査対象者	令和4年11月1日現在で要介護認定を受けている方およびそのご家族の方	令和4年11月1日現在で施設に入所されている要介護認定者のご家族の方
調査期間	令和4年12月5日（月）～12月19日（月）	令和4年12月5日（月）～12月19日（月）
配布数	95件	40件
有効回収数	67件	18件
有効回収率	70.5%	45.0%

※要支援1・2の方については、「一般高齢者対象調査」と「要介護認定者および家族対象調査」を合わせて1つの調査票として実施しました。

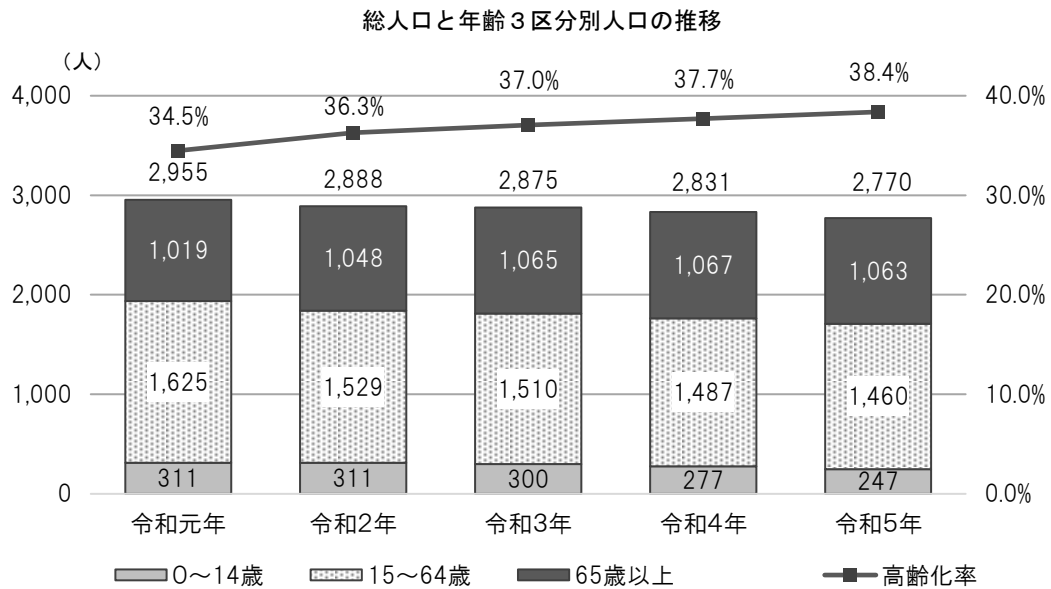
(3) パブリックコメントの実施

村民の意見を広く聴取するため、計画案の内容に対するパブリックコメントを令和6年1月9日から18日の間に実施し、最終的な計画の取りまとめを行いました。

1 統計情報からみえる状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

本村の総人口は減少が続いており、令和元年からの4年間で6.3%減少しています。これまで増加が続いていた高齢者人口（65歳以上）についても、減少局面を迎えつつある状況です。一方、高齢化率は上昇が続いており、令和5年には38.4%となっています。

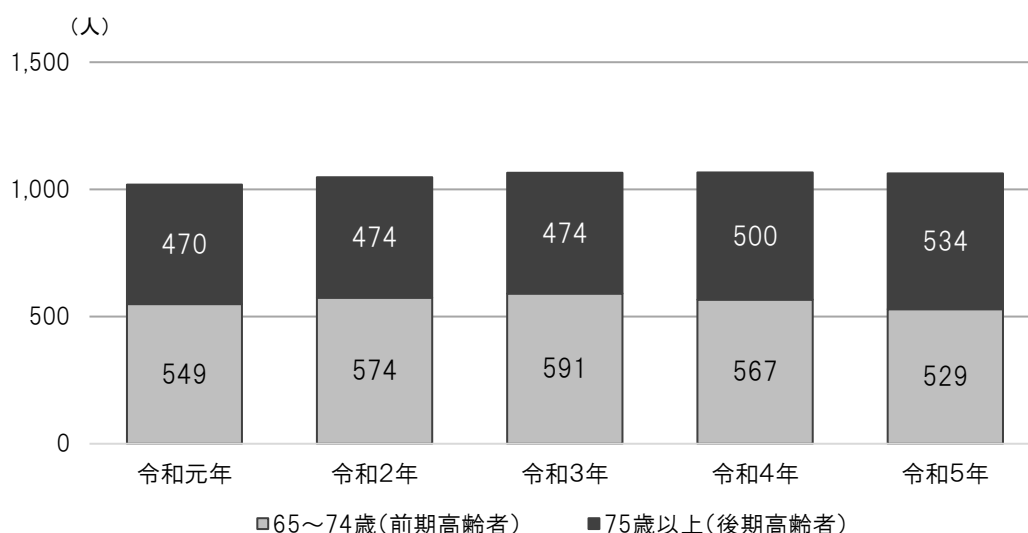


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 前・後期別の高齢者数

本村の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年をピークに減少局面に転じ、令和5年には529人となっています。一方、後期高齢者（75歳以上）は横ばいで推移していましたが、令和3年以降増加しており、令和5年には534人となっています。

前・後期別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 世帯数

総世帯数は、平成22年をピークに、平成27年から令和2年にかけては横ばいで推移しています。一方、一人暮らし高齢者世帯及び高齢夫婦世帯の数は増加が続いており、総世帯数に占める割合も上昇しています。

世帯数の推移

単位：世帯、%

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	1,080	1,103	1,201	1,122	1,127
一人暮らし高齢者世帯数	41	59	102	125	170
総世帯数に占める割合	3.8%	5.3%	8.5%	11.1%	15.1%
高齢夫婦世帯※数	56	86	137	180	213
総世帯数に占める割合	5.2%	7.8%	11.4%	16.0%	18.9%

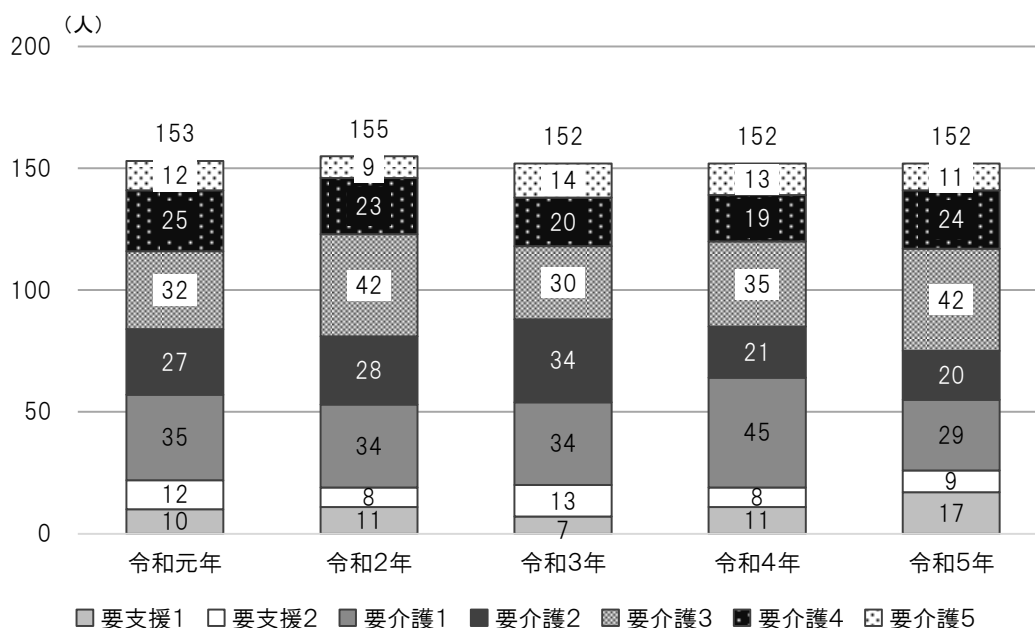
※夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯
資料：国勢調査

(4) 要支援・要介護認定者数と認定率

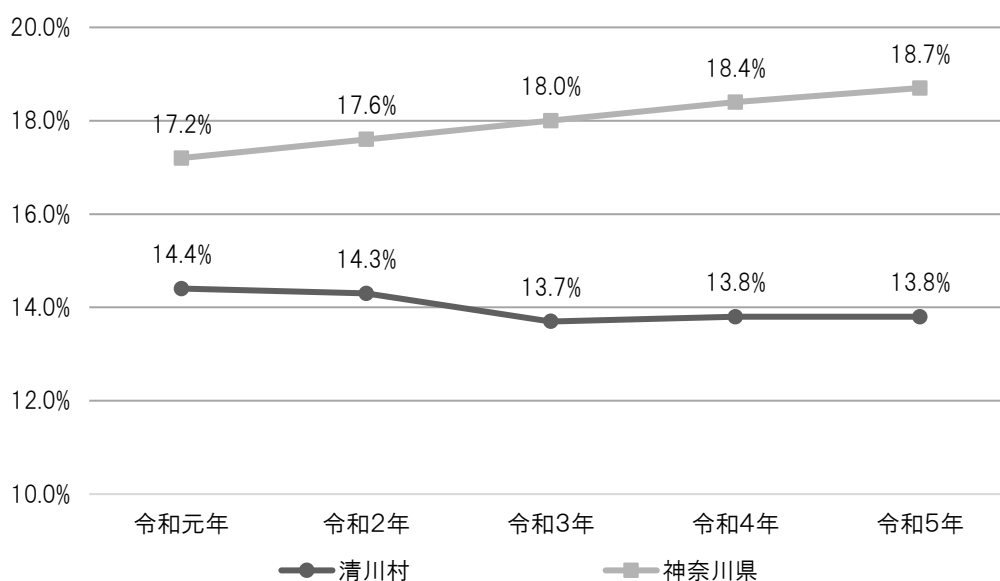
本村の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移しており、令和5年には152人となっています。要介護度別でみると、要介護4・5の割合が概ね2割程度で推移しています。

認定率については、令和3年以降横ばいで推移しています。県では認定率が上昇しており、本村は比較的低い状況が続いています。

要支援・要介護認定者の推移



認定率の推移（県との比較）

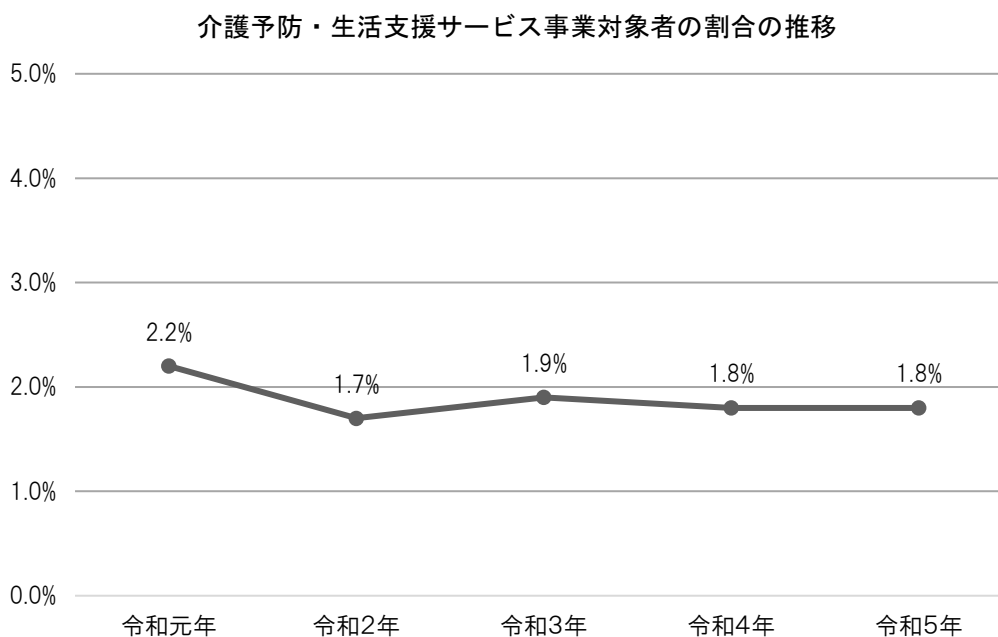


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）（認定者数には第2号被保険者を含む）
 ※令和3年までは年報、令和4年以降は月報より確認

(5) 介護予防・生活支援サービス事業対象者

介護予防・生活支援サービス事業は、要介護認定の申請を行わずとも受けられるものであり、要介護認定基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された場合に事業対象者となります。

この事業対象者の割合は概ね横ばいで推移しており、令和5年には1.8%となっています。



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）
※65歳以上高齢者のうち、要支援・要介護認定者を除いて算出

(6) 要支援・要介護認定申請理由(上位)

本村の要支援・要介護認定申請理由の上位3項目をみると、認知症が最も多い状況が続いており、令和4年度は32%となっています。

要支援・要介護認定申請理由の上位3項目

上位3項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1位	認知症 23%	認知症 21%	認知症 24%	認知症 32%
2位	骨折・転倒 17%	骨折・転倒 17%	骨折・転倒 17%	脳血管疾患 16%
3位	脳血管疾患 15%	脳血管疾患 14%	脳血管疾患 13%	骨折・転倒 9%

資料：庁内調べ

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 外出状況について（一般高齢者対象調査）

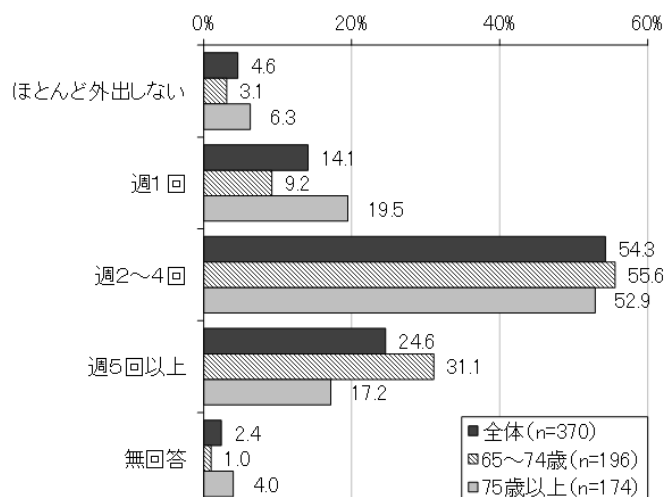
外出が週1回以下の一般高齢者は、65～74歳（前期高齢者）だと12.3%であるのに対し、75歳以上（後期高齢者）では25.8%となっています。

また、外出を控えていると答えた方（全体の28.1%）に対してその理由を伺ったところ、足腰などの痛みや新型コロナウイルス感染症の存在が多く挙げられています。

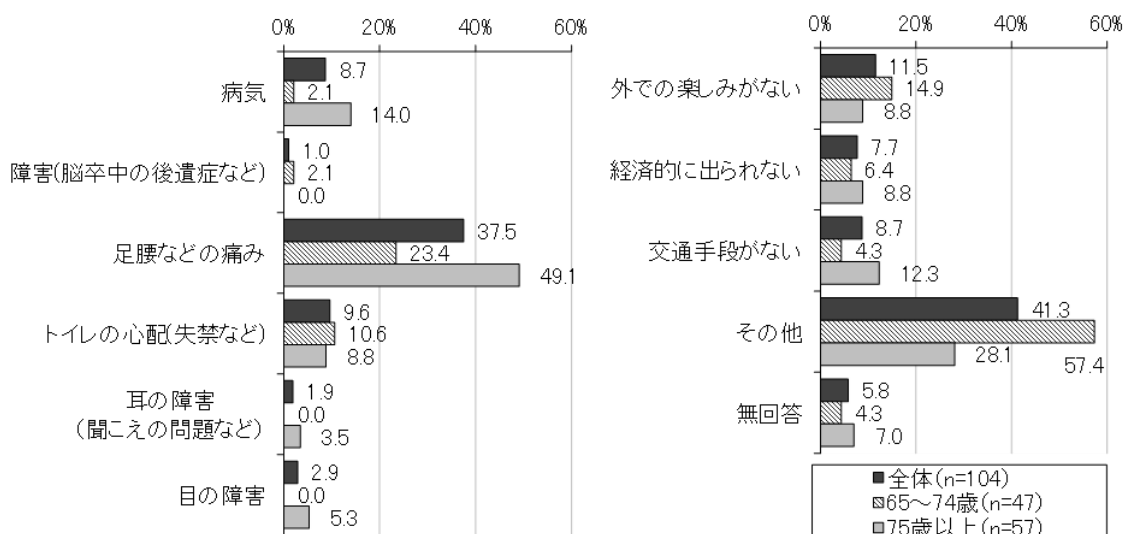
外出できる身体機能の維持に向けて介護予防・フレイル予防に取り組むほか、新しい生活様式に配慮した健康づくり活動を検討することが求められます。

※「フレイル」とは、病気ではないが、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。

■外出の頻度



■外出を控えている理由（外出を控えているかについて「はい」の方対象）



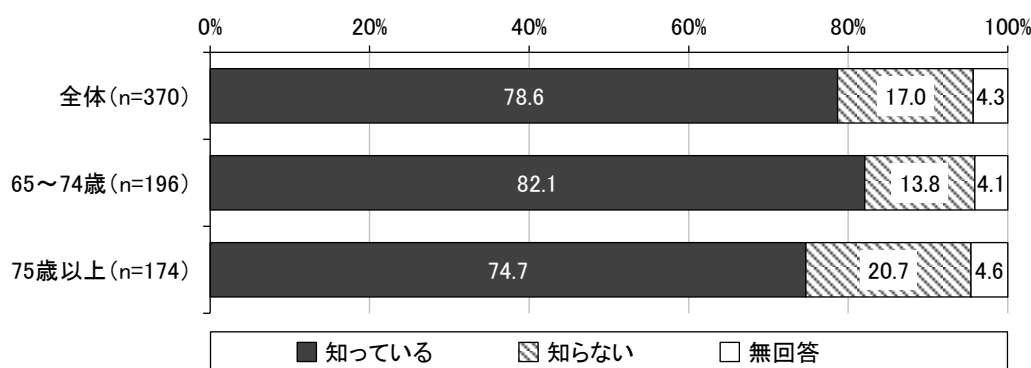
※複数回答

(2) 災害時等について（一般高齢者対象調査）

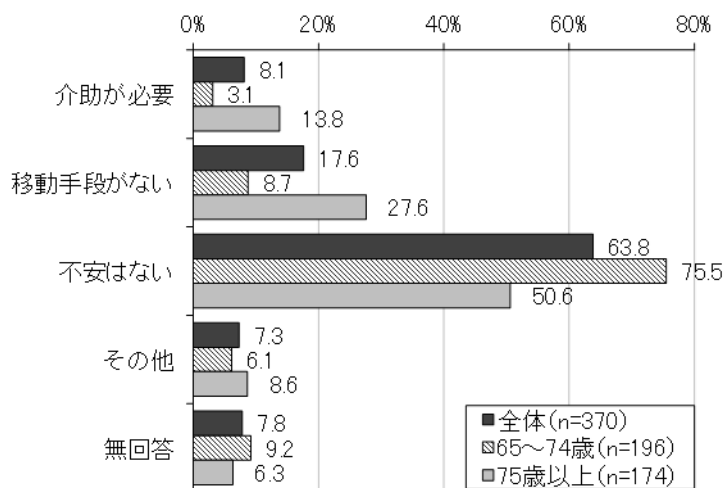
避難場所については、約8割の方が知っている一方、知らない割合も17.0%となっています。また、避難場所までの移動時の不安について、「不安はない」割合が63.8%となっていますが、「移動手段がない」割合も17.6%となり、特に後期高齢者では27.6%となっています。

避難場所の更なる周知や、避難行動において支援が必要な方の把握といった取り組みが求められます。

■ 避難場所を知っているか



■ 避難場所までの移動時の不安



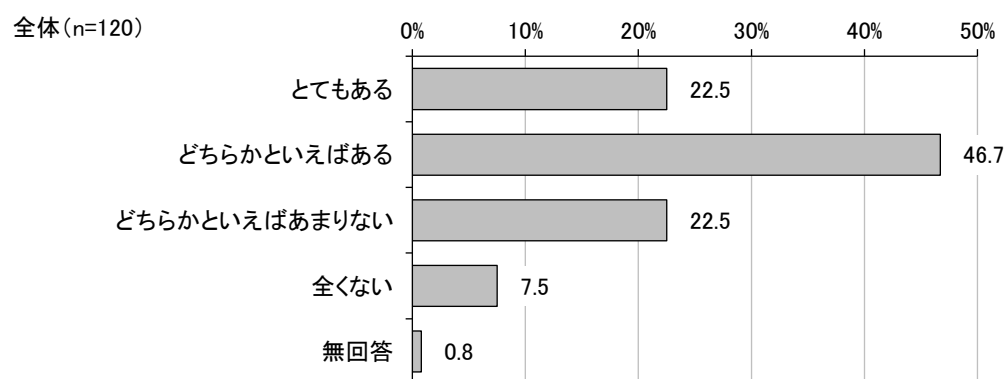
※複数回答

(3) 認知症について（若年者対象調査）

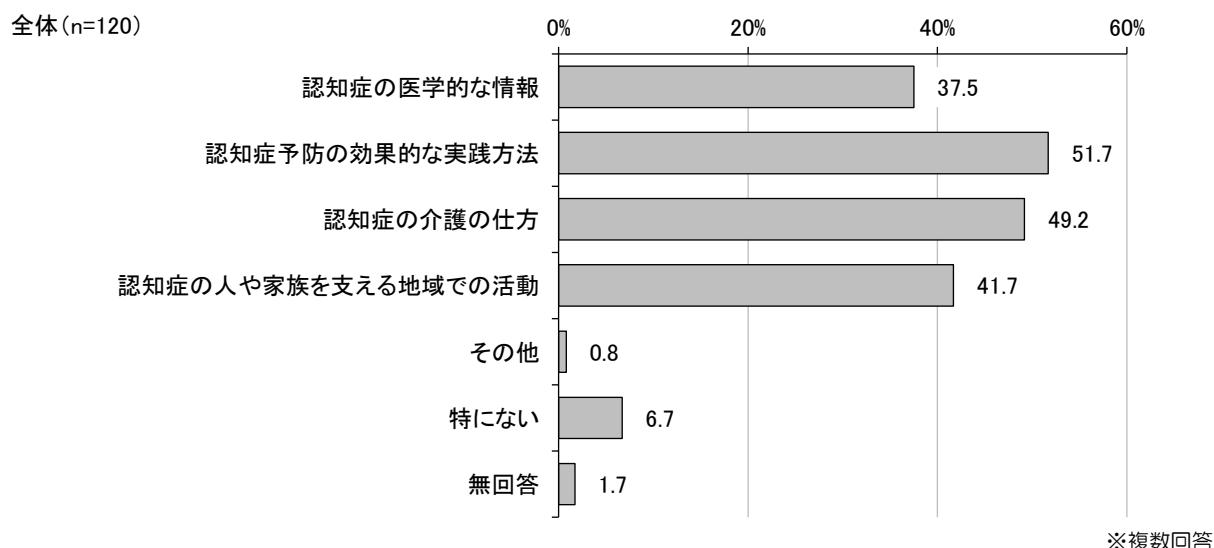
自分や家族について、認知症に対する不安や心配は「どちらかといえばある」が46.7%、「とてもある」が22.5%となっています。また、「認知症予防の効果的な実践方法」「認知症の介護の仕方」に関心がある方がそれぞれ約5割と高くなっています。一方で、認知症に関する相談窓口を知っている方は40.0%にとどまっています。

認知症の相談窓口に関する情報のほか、若年者のニーズ・関心がある情報について、周知・発信していくことが求められます。

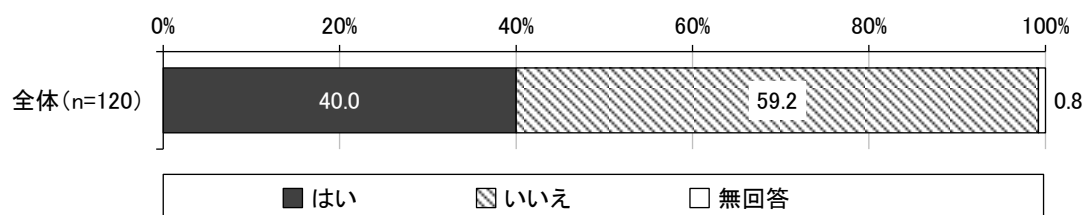
■自分や家族について、認知症に対する不安や心配の有無



■認知症のどのようなことに関心があるか



■認知症に関する相談窓口を知っているか

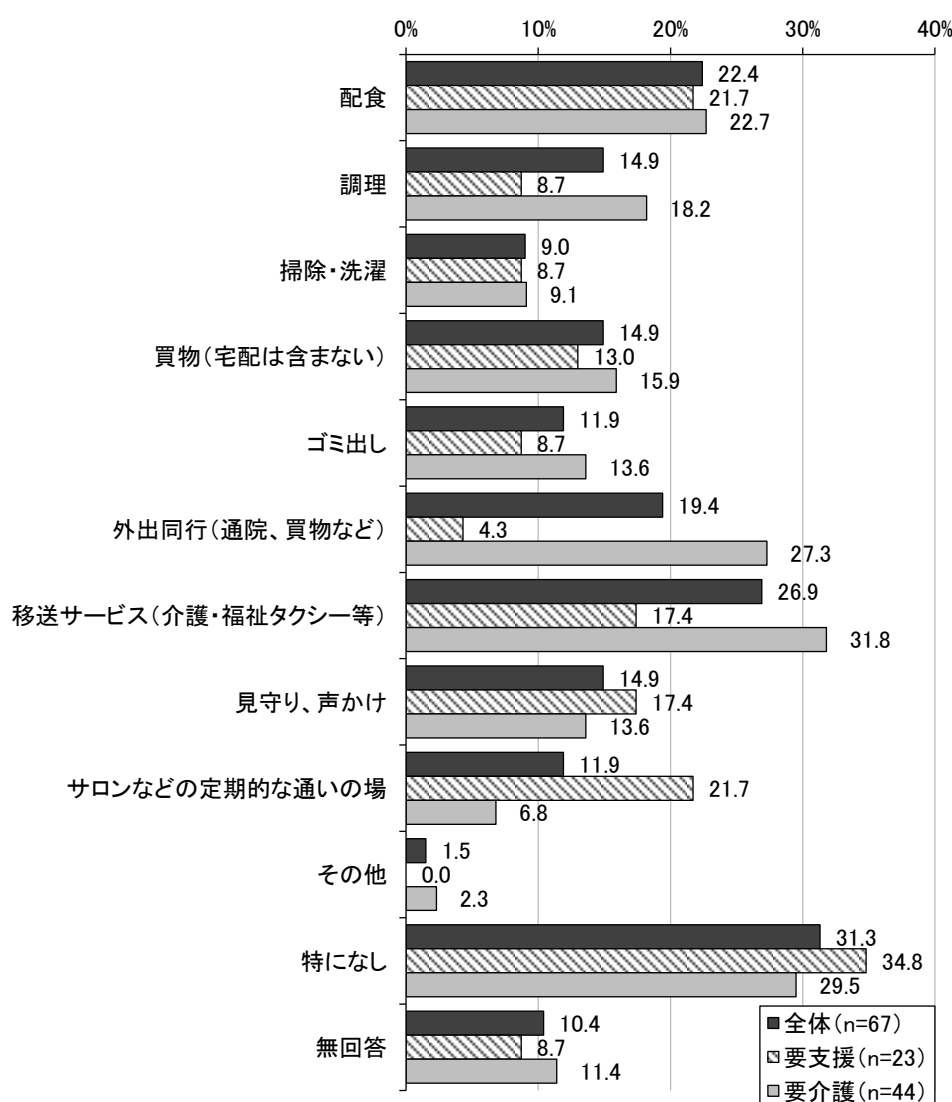


(4) 在宅生活の継続について（要介護認定者および家族対象調査）

要介護認定者本人の状況として、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が31.3%と最も高くなっています。次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が26.9%となっています。特に、認定が【要介護】の方では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が31.8%となり、【要支援】と比べて14.4ポイント高くなっています。

移送サービスの充実が在宅生活をできるかぎり可能にする上で重要となっていることを踏まえ、施策を検討することが求められます。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（要介護認定者本人）

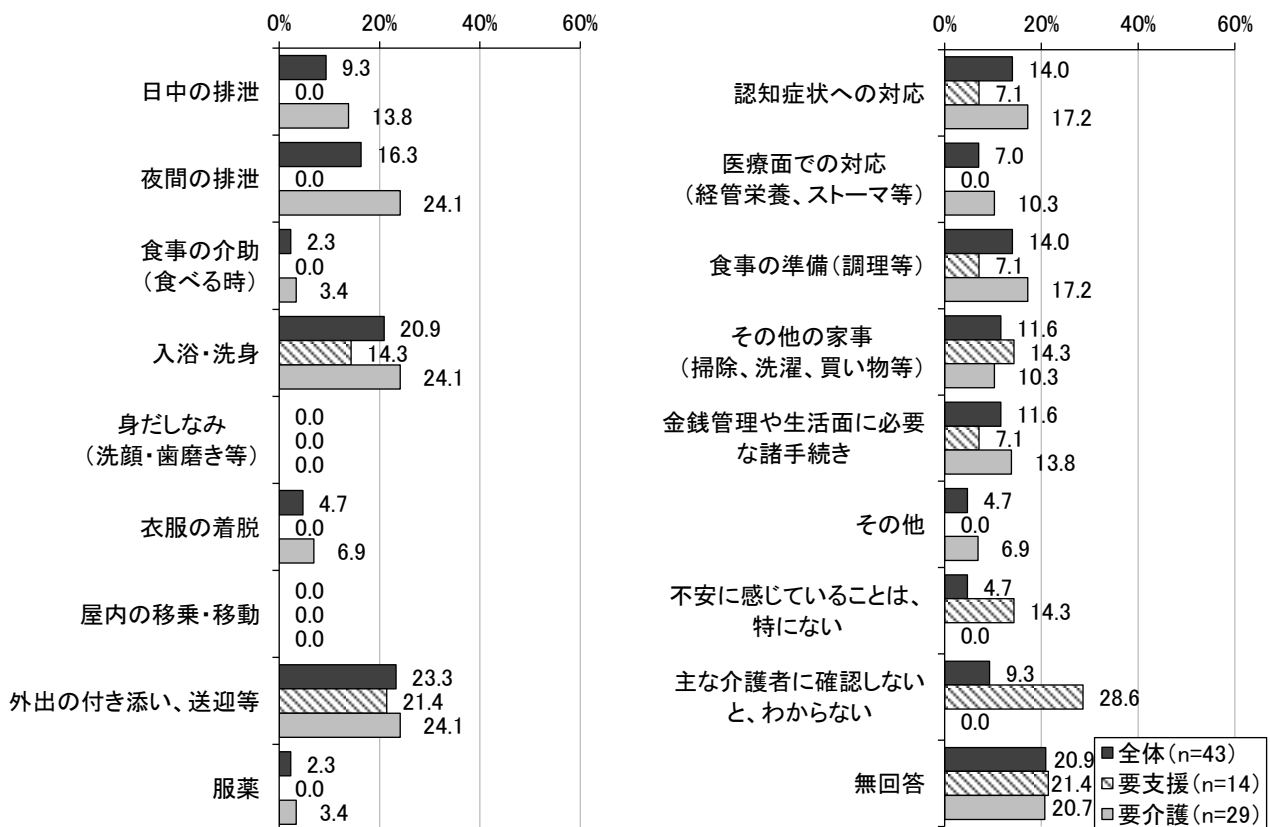


※複数回答

また、要介護認定者の家族（介護者）の状況として、現在の生活の継続にあたって不安を感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が23.3%と最も高くなっています。

先述の通り本人のニーズとして移送サービスが求められるだけでなく、介護者の不安としても、外出の付き添い、送迎等が挙げられていることを踏まえ、施策を検討することが求められます。

■現在の生活の継続にあたって不安を感じる介護等（要介護認定者の家族）



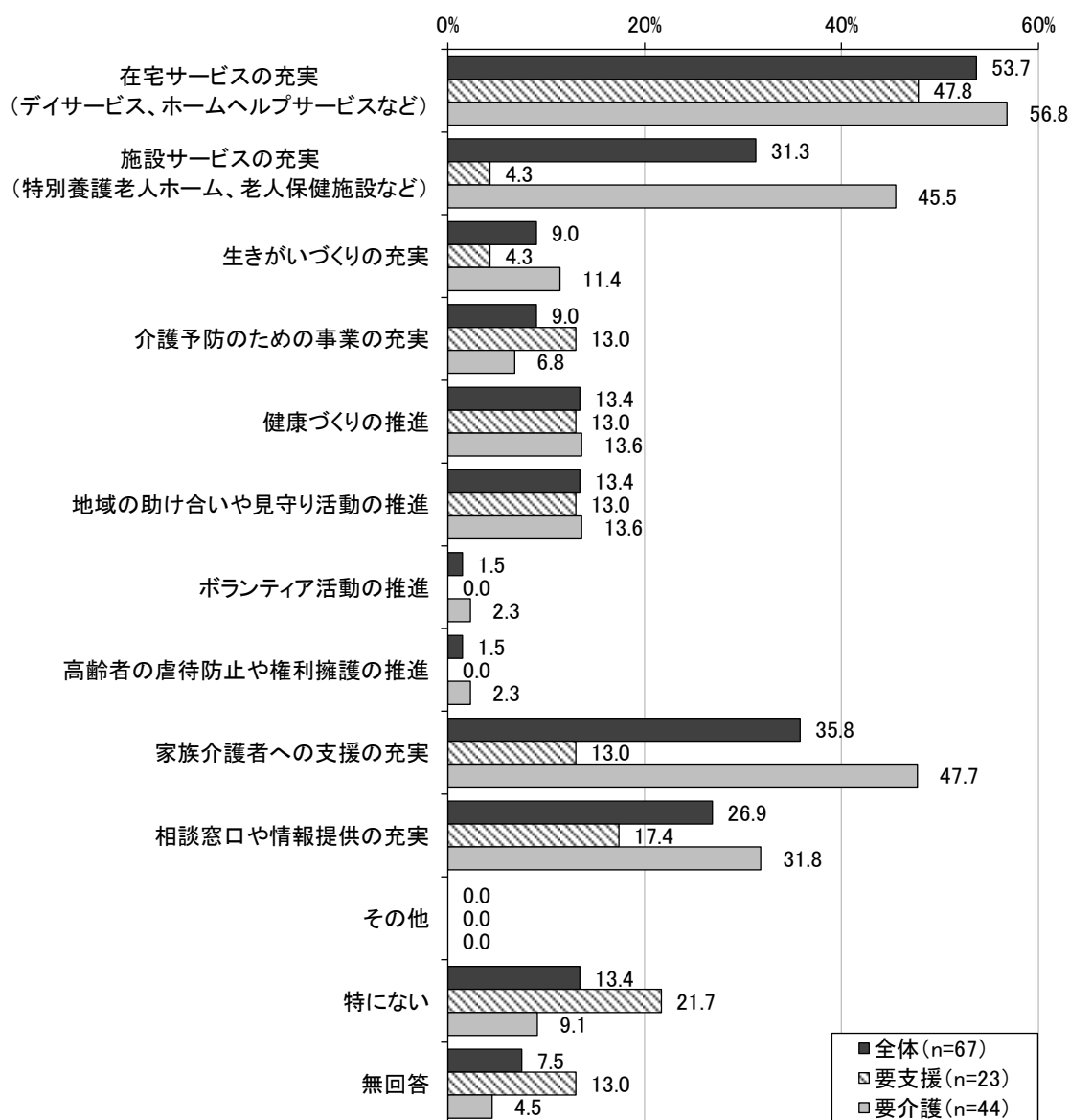
※複数回答（3つまで）

(5) 村が力を入れるべきことについて（要介護認定者および家族対象調査）

高齢社会への対応で村が力を入れるべきこととしては「在宅サービスの充実（デイサービス、ホームヘルプサービスなど）」が53.7%と最も高く、次いで「家族介護者への支援の充実」が35.8%となっています（要介護認定者本人）。一方、【要介護】では「施設サービスの充実（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）」が45.5%となり、【要支援】と比べて41.2ポイント高くなっています。

在宅サービスや家族介護者への支援など、在宅での介護を可能とする施策の充実に力を入れるべきとの声が多いことに加え、要介護の方では施設サービスの充実に求める声大幅に多くなることを踏まえ、ニーズに沿った介護サービスの提供体制を整備していくことが求められています。

■ 高齢社会への対応で村が力を入れるべきこと（要介護認定者本人）



※複数回答（3つまで）

3 第8期計画の評価と課題

第9期計画を策定するにあたり、第8期計画に掲げた3つの基本目標について振り返ります。

「基本目標1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実」について

- 本村では、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりや、健康づくりの支援、介護予防・重度化防止等に努めてきました。
- 社会参加の促進については、活動団体に対する支援等を通して社会参加の場づくりを行っている一方、活動の担い手に不足が生じています。
- 社会参加の促進や健康づくりの支援に向けて各種の場づくりを行う中で、第8期計画期間中はコロナ禍により実施が難しい事業も存在しました。令和5年度時点では再開となっているものも多く、今後も実施形態等を検討しながら適切な実施を図っていくことが求められます。
- 介護予防については、庁内及び社会福祉協議会との連携により、サロン活動の場に保健師や栄養士等の専門職が出向き、健診結果の説明や健康指導、同時に基本チェックリストや体力測定を行いました。
- 第8期計画期間中には、保健師や生活支援コーディネーター等の人員体制の拡充を行いました。こうした人員体制を基に、保健指導の充実や地域の状況把握等を図っています。
- 各種の取り組みを進めてきた一方、一般高齢者対象調査の結果をみると、外出が週1回以下である割合は、65～74歳で12.3%、75歳以上では25.8%となっています。外出を控える理由としては、足腰などの痛みが多く挙げられており、社会参加の場づくりと介護予防・健康づくりを両輪で進めていくことが求められます。

「基本目標2 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実」について

- 本村では、保健・福祉・医療及びその他関連機関と密接に連携を図りつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を続け、医療や介護などの必要なサービスを受けながら、自立した生活を続けられるよう、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。
- 高齢者人口の減少局面を迎えつつある本村においても、後期高齢者や一人暮らし高齢者の数は増加が続いており、見守りなど地域で支える体制の整備が

一層求められます。

- 高齢者の自宅・地域での暮らしを支える各種のサービスについて、配食事業は対象者数・配食数ともに増加している一方、利用状況が低調のサービスもあり、周知のあり方等も含めて検討が求められます。
- 認知症について、若年者対象調査の結果では、自分や家族のことで認知症に対する不安のある方が7割近い一方、認知症に関する相談窓口を知っている方は40.0%にとどまっています。本村では、認知症地域支援推進員と医師・社会福祉士等の複数の専門職で構成された認知症初期集中支援チームを立ち上げていますが、相談件数は限定的であり、周知・発信が求められます。
- 一般高齢者対象調査では、避難場所を知らない割合が17.0%となっています。また、避難場所までの移動時の不安について、「移動手段がない」を挙げた割合が17.6%であり、特に後期高齢者では27.6%となっています。
- 要介護認定者および家族対象調査では、在宅生活の継続の上で、本人のニーズとしても介護者の不安としても、外出の付き添いや送迎等が挙げられています。

「基本目標3 介護保険事業の円滑な推進と介護保険サービスの充実」について

- 本村では、要支援・要介護認定者が必要な介護保険サービスを利用しながら、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、介護保険事業の円滑な運営とサービスの充実を推進してきました。
- 現役世代の減少と、後期高齢者の増加が同時に進む中で、持続可能な介護保険事業のあり方は今後一層重要となり、要介護認定の適正化やケアプランの点検、給付内容の適正化などに引き続き取り組んでいくことが求められます。
- 要介護認定者および家族対象調査では、村が力を入れるべきこととして「在宅サービスの充実（デイサービス、ホームヘルプサービスなど）」が53.7%、「家族介護者への支援の充実」が35.8%と高くなっており、要介護の方では「施設サービスの充実（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）」も45.5%と高くなっています（要介護認定者本人）。
- 介護人材育成の取り組みとして、仕事を再開する子育て世代の若年層（幼・小・中の保護者世代）を対象に、介護の仕事について知ってもらうための講座を企画しましたが、申し込みがなかったため、アプローチ方法等の検討が求められる状況です。

1 基本理念

本村では、令和6年3月に「第4次清川村総合計画」を策定し、目指すべき将来像として「水と緑あふれる心のふるさと」を掲げて、各施策を進めています。

本計画期間中の令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上になり、また令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、今後一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、高齢者が生きがいに満ちた暮らしを続けるためには、介護予防・重度化防止等による「健康寿命」の延伸と、必要に応じて適切なサービスを受けられる体制の整備が重要です。また、高齢者を公的な制度や福祉サービスによって支えるだけでなく、地域住民や地域の多様な主体が支え合いの輪に加わって地域共生社会を実現していくことも重要です。

本計画は、高齢者に関する各種の福祉サービスなど専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、基本理念を「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、生きがいを持って住み続けられる村」とします。

**高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、
生きがいを持って住み続けられる村**

2 基本目標

(1) 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

加えて、高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないよう、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者の自立支援・重度化防止と生活の質の向上を目指します。

さらに、高齢者だけではなく、若年期から健康への意識を高め、生活機能が低下する前の健康な時から「健康づくり＝介護予防」を広く普及・啓発し、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

(2) 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実

村民が、それぞれの責任と努力によって住まいの確保を含めた自立生活の維持を図りつつ、家族や地域の相互の助け合いや交流を行い、必要に応じて介護、医療、予防、生活支援といった支援・サービスを利用して、住み慣れた地域で生活を営むことができる社会の形成を目指します。

認知症高齢者が増加していくと見込まれる中で、認知症に関する相談窓口の周知を強化し、認知症高齢者及びその家族に対する地域での支援の充実を図っていきます。また、認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、地域で認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築します。

たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して必要なサービスの提供を受けられるよう、地域に密着したサービス提供体制の充実を目指していきます。

高齢者が自らの意思で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の尊厳を守る視点から、権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、地域包括支援センターが中心となり身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

(3) 介護保険事業の円滑な推進と介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていきます。

また、介護保険制度の運用を持続可能なものとしていくため、介護給付の適正化等を進め、介護保険事業の円滑な運営とサービスの充実を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、生きがいを持って住み続けられる村

[基本目標]



[施策]

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

(2) 健康づくりの支援

(3) 介護予防事業の推進

(1) 暮らしを支える福祉サービスの推進

(2) 相談・情報提供の推進

(3) 認知症施策の推進

(4) 医療と介護・福祉の連携強化

(5) 地域包括支援センター機能の推進

(6) 高齢者の権利擁護の推進

(7) 地域で見守り支えあう体制づくりの推進

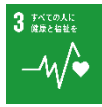
(8) 地域安全・まちづくり施策の推進

(9) 地域共生社会の実現

(1) 介護保険事業の円滑な推進

(2) 介護保険サービスの充実

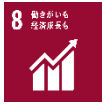
～本計画での持続可能な開発目標（SDGs）～



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

近年では、高齢者の趣向が多種多様となり、活動状況も多様化しています。一方、第8期計画期間中はコロナ禍により実施が難しい事業も存在しました。高齢者がスポーツやレクリエーションなどを通じて、地域で活動をしたり、生涯にわたって学習活動を行ったりすることができるように、感染予防等にも配慮しながら、多様な活動機会を提供することが重要となります。

一方、村民の高齢化や、高齢になっても就労を継続する働き方の増加等により、地域の活動の担い手不足が生じています。情報提供等を通じた参加促進を図ります。

① 学習活動等への参加促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
高齢者団体育成事業	緑ことぶき連合会の自主的な活動を促進するため、運営費を補助し、会の活動を支援していきます。
敬老事業	多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者に敬愛の意を表し、長寿を祝うとともに、高齢者が自らの生活向上に努める意欲の増進を図るため、敬老会や関連事業を実施します。
学習機会の創出と健康づくり自主活動の推進	高齢期入門健康講座実行委員会による高齢期の健康づくりや運動講座等各種講座を開催することにより、自主的な健康づくり活動の育成や支援、高齢者の多様な学習機会の創出を図ります。
生涯スポーツの推進	高齢者の健康増進のため、グラウンドゴルフ・ゲートボール・ウォーキング・卓球、ポッチャ等の気軽に楽しめるスポーツサロンの実施等、その周知と機会の拡充に努めます。
交流機会の拡充	幼稚園・保育園の園児や、小・中学校の児童・生徒との世代間交流を深めるため、各種イベント等への参加促進を図ります。
担い手の創出と活動機会の拡充	高齢者の社会参加を推進するため、村支え合い体制づくり協議体・生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉協議会と連携し、担い手として元気な高齢者が活躍できる通いの場等の拡充を図り、小地域での生きがいづくりや居場所づくりを推進します。

高齢者団体育成の支援（緑ことぶき連合会）

単位：人

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	68	61	64	70	70	70

※令和5年度の実績値は見込値です。

② 雇用促進と生きがい事業団の活用

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
就労の場・機会の拡充	高齢者のニーズに応じた就労の場の確保と就業機会を提供する「清川村生きがい事業団」の運営を支援します。生きがい事業団は、高齢者に適した仕事を企業・家庭・公共団体から受託し、健康で働く意欲のある経験豊かな高齢者に仕事を提供する団体で、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に貢献しています。

高齢者の就労の場の拡充（清川村生きがい事業団）

単位：人、%

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	50	49	49	50	50	50
粗入会率	3.8	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0

※令和5年度の実績値は見込値です。

※粗入会率とは、60歳以上人口に占める会員数の割合のこと。

(2) 健康づくりの支援

高齢期を健やかに生き生きと暮らすためには、介護予防と併せて、日頃からの健康づくりと疾病予防に努めていく必要があります。

そのため、高齢者の生活習慣病の予防や健康づくりを推進するとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、感染予防等にも配慮しつつ、各種健（検）診の受診促進や健康づくり事業の充実を図ります。

① 健康づくり事業の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
健康づくりに関する情報提供の推進	自らの健康管理を適切に実施することができるよう、広報紙や健康カレンダーを活用するなど、各種の機会を通じて健康づくりに関する啓発活動の充実を図ります。また、ホームページ、保健予防情報メールの配信等により健康づくりの情報提供を行い、自主的な健康づくりを支援します。
健康づくりへの支援	高齢者の健康増進を図るため、健康状態に応じた食生活・運動等の個別指導や健康教室等の開催により、健康づくりを支援するとともに、健診後に管理栄養士や保健師から個別に電話相談等によるフォロー体制の充実を図ります。
健康づくりの推進	高齢者の健康づくりを推進するため、ラジオ体操やウォーキング等運動習慣を増やすよう事業を開催し、普及・啓発を行い積極的な参加を促進します。
感染症予防対策	インフルエンザや肺炎等の感染症の予防を図るため、広報紙やホームページ、保健予防情報メールの配信等により啓発するとともに、インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成を行います。また、新型コロナウイルスの蔓延状況等に注視しつつ、感染症予防の啓発等に努めます。

感染症予防対策

単位：%

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ予防接種・接種率	60.0	68.1	70.0	71.0	72.0	73.0
高齢者肺炎球菌予防接種・接種率	18.5	24.7	22.0	23.0	24.0	25.0

※令和5年度の実績値は見込値です。

② 疾病予防対策

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
健康手帳の交付	医療（受診・薬剤等）や健康診査結果、血圧等の記録ができる健康手帳を交付し、自らの健康管理ができるよう支援していきます。
健康教育の充実	生活習慣病や介護予防に関する正しい知識の普及・啓発を図るための講座を開催し、医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士等による村民ニーズに応じた健康教育の充実に努めます。
健康相談の充実	保健師・管理栄養士・健康運動指導士により、個別の健康栄養相談や健康運動相談等を実施します。また、やまびこ健診時の総合健康相談や未病センターを活用して、心身の健康に関する一般的事項及び生活習慣病予防を主とした指導・助言を実施し健康相談の充実に努めます。
特定健康診査・特定保健指導	40歳から74歳の国民健康保険の被保険者及び生活保護世帯の方を対象に特定健康診査を実施するとともに、生活習慣改善の必要な方に特定保健指導を実施します。また、案内の通達方法等を工夫し、受診率向上を図ります。
後期高齢者健康診査	後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。また、案内の通達方法等を工夫し、受診率向上を図ります。
がん検診	がん予防対策として、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん検診を実施します。集団及び個別検診により、1次検査・精密検査の受診率向上を図ります。また、受診をしない無関心層に対して、受診につなげていく方策を検討します。
訪問指導の充実	療養上の保健指導が必要であると認められる方及び家族等に対して、地域包括支援センターと連携し、保健師・栄養士・健康運動指導士等が家庭を訪問し、保健指導を実施します。

未病センター利用者数

単位：人

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	30	47	370	500	510	520

※令和5年度の実績値は見込値です。

後期高齢者健康診査

単位：%

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診率	39.5	39.6	45.0	45.0	45.0	45.0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(3) 介護予防事業の推進

要介護認定者や介護給付費の増加が見込まれる中、地域の高齢者が要介護状態等になることの予防や、要介護状態等になった場合の重度化防止等により、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにすることが重要です。元気な高齢者の増加、介護予防・重度化防止を目的に地域支援事業の充実を図り、壮年期からの健康づくり支援に続く一体的な介護予防事業を実施します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
介護予防把握事業	サロン活動等の参加者に対して基本チェックリストを実施することにより、介護予防が重点的に必要と判断される対象者を把握し、各種介護予防事業への参加を勧奨します。また、介護予防事業の参加者に対して基本チェックリストを年に1回実施し、効果の評価を行います。
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センターを中心に、75歳以上高齢者訪問で対象者の状況を把握した上で、各種介護予防事業の参加勧奨を行うほか、パンフレット等の配布による介護予防の普及啓発を実施します。
訪問型介護予防事業	疾病・負傷・老化等により心身の機能が低下し、通所が困難な要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、理学療法士等が訪問し、在宅での相談・指導を実施します。
通所型介護予防事業	要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、集団的なプログラムによる通所型の教室への参加を呼びかけ、転倒予防や認知症予防教室、栄養改善や口腔機能向上教室などを実施します。また、参加者の定期的な体力測定及びアンケート調査により、心身状態を把握・評価し、身体機能や生活機能の低下防止に取り組みます。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	保健師や栄養士等の専門職が通いの場等において健診結果の説明や健康指導、医療機関への早期介入支援を行い、データ分析等関係機関と連携を図り、健康寿命延伸のため高齢者の保健事業と介護予防、国民健康保険の保険事業を一体的に取り組み健康増進に努めます。
介護予防・生活支援体制の充実	多様な関係主体間の情報共有や連携・共同の取り組みを推進する協議体の運営とともに、高齢者支援のニーズ把握及び地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、介護予防・生活支援体制の充実を図ります。

通所型介護予防事業

単位：人

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
転倒予防・登録者数	40	41	40	40	45	45
認知機能向上・登録者数	57	65	62	70	70	70
栄養改善・延べ参加者数	31		24		30	
口腔機能向上・延べ参加者数		22		25		25

※「栄養改善」と「口腔機能向上」は隔年実施。

※令和5年度の実績値は見込値です。

2 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実

(1) 暮らしを支える福祉サービスの推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、同居家族が日中不在の高齢者等に対する日常生活支援を推進します。

地域住民による見守り活動などを支援し、高齢者が安心・安全に暮らせるよう、サービスの充実に取り組んでいきます。

また、外出支援等の取り組みとして、バス割引乗車券購入の一部助成等を継続して行うほか、住み慣れた地域での生活を希望する高齢者の自立を支援します。

① 一人暮らし高齢者等の見守りや緊急時の支援

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
緊急一時入所事業	支援や見守りが必要な高齢者を対象に、家族が疾病等の理由で介助が困難になった場合や虐待のおそれがある場合、特別養護老人ホーム等への一時入所ができる体制を確保します。
福祉給食サービス事業	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等に対し、食事を宅配することにより、孤立の解消と安否を確認し、あわせて食生活の改善と健康増進を図ります。
地域見守り事業	社会福祉協議会と連携し、日常的に見守りを必要とする高齢者を、地域住民や関係団体等が見守りを行うことにより、地域から孤立することを防止するとともに、地域住民等が異変を早期に発見して必要な支援を行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

福祉給食サービス事業

単位：人

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	36	35	38	40	42	44

※令和5年度の実績値は見込値です。

② 外出支援・地域活動支援

【主な取り組み】

事業名	事業概要
高齢者バス割引乗車券購入費助成事業	70歳以上の高齢者を対象に、バス割引乗車券購入費の一部を助成することにより、高齢者が健康で生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、活動の範囲の拡大を図ります。
高齢者運転免許証自主返納支援事業	自動車等の運転に不安を持つ高齢者が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の高齢者を対象に、バス割引乗車券購入費の補助を行うことにより、高齢者による交通事故の防止を図ります。
在宅高齢者自立支援用具購入費助成事業	地域における活動を希望する高齢者に対して、自立支援用具の購入費助成を行い、日常生活の利便に供することで、心身の機能維持と自立の促進を図ります。
福祉有償運送事業	社会福祉協議会が事業主体となり、公共交通機関による通院・買い物等が困難な要介護者等を対象に、有償で送迎を実施し、利便の確保を図ります。
ふれあいセンター利用助成事業	65歳以上の高齢者を対象に、ふれあいセンターの入館料等を平日に限り助成し、外出機会の拡大を図ります。

高齢者バス割引乗車券購入費助成事業

単位：%

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請率	25	23	24	24	25	26

※令和5年度の実績値は見込値です。

③ 介護者と在宅生活継続の支援

【主な取り組み】

事業名	事業概要
在宅療養者支援事業	在宅の要介護・要支援認定を受けている療養者に対して、介護用品（紙おむつ等）を給付することにより、介護者の経済的負担の軽減を図ります。
家族介護慰労事業	介護者相互の交流会を開催することにより、介護についての情報交換や、介護から一時的に解放されて精神的負担を軽減する機会づくりを図ります。

④ その他のサービス等

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
養護老人ホーム入所措置事業	家庭環境や経済的な理由により、在宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を対象に、自立した日常生活の営みと社会復帰を援助するため、養護老人ホームへの入所措置を行います。なお、村内には施設がないため、対象者がいる場合は、近隣施設との調整に努めます。
軽費老人ホーム	家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅で生活することが困難な方を対象に、低額な料金で入所でき、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設です。なお、村内には施設がないため、利用者がある場合は、近隣施設との調整に努めます。
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	入居した高齢者に、介護・食事の提供や日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設です。なお、村内には施設がないため、県や他市町と連携を取りながら情報を収集し、住まいの確保に関する相談体制の充実に努めます。
高齢者の居住に関する施策	高齢者が安心して住み続けることができるよう、県や他市町と連携を取りながら高齢者向け住宅等の情報を収集し、住まいの確保に関する相談体制の充実に努めます。

(2) 相談・情報提供の推進

高齢者やその家族、地域課題等に対する総合的な相談体制について、関係機関とのネットワークを構築し、保健・医療、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報提供の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
総合相談支援事業	地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人や、ヤングケアラーを含む高齢者の家族等の介護に関する悩みや問題のほか、健康や福祉、医療や生活に関することなど、多種にわたる相談体制の充実を図ります。
相談体制と情報提供の推進	地域包括支援センターが中心となり、関係機関等とのネットワークを構築し、高齢者とその家族等からの相談体制の充実を図ります。また、広報誌やパンフレット等の活用のほか、きよかわ地域包括だよりを年4回発行し、きめ細かで多様な情報提供を推進します。
地域ネットワークの構築	介護サービス事業者・医療機関・民生委員・高齢者の日常生活支援に関するボランティア等、関係者のネットワークを構築し、地域から孤立している要介護者世帯等を把握し、支援体制の充実を図ります。

(3) 認知症施策の推進

高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者は今後一層の増加が予想されます。そのため、予防及び早期発見、早期対応の重要性について理解促進を図り、認知症を早期に発見、受診し、ケアできる体制づくりを充実していきます。また、高齢者だけでなく、若年性認知症の人等を含めてさまざまな相談・支援を行います。

身近な地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、権利擁護体制の充実、認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員による支援活動や認知症サポーター等地域での支援体制の充実を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
認知症に関する知識や支援体制等の普及啓発	認知症についての正しい理解を促進するため、認知症ケアパスの配布や、世界アルツハイマーデーに合わせた啓発イベント等を実施することにより、認知症に対する理解の促進と偏見の解消を推進します。また、認知症地域支援推進員等による認知症相談や支援体制の充実を図ります。
認知症予防対策の推進	サロン活動の参加者等に対して基本チェックリストを実施し、認知症の疑いがある方には、認知症予防を目的とした一般介護予防事業の参加促進等に努めます。また、介護予防事業の参加者に対して基本チェックリストを年に1回実施し、効果の評価を行います。
高齢者の閉じこもり防止の支援	75歳以上の高齢者を対象に、地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等が、訪問または電話により、健康や精神面での孤独感や不安の解消及び緊急時の連絡先の確認等を行い、介護予防教室の参加促進等高齢者の閉じこもり防止の支援に努めます。
徘徊高齢者ネットワークシステムの活用	徘徊の恐れのある高齢者や、その家族が安心して日常生活を送ることができるよう、県や近隣市町・警察・福祉施設・公共交通機関等と連携し、神奈川県認知症等SOSネットワークにより早期発見と保護に努めます。
お出かけ安心事業	外出先で高齢者等が急病で倒れたり、認知症等で道に迷ったりした場合に備えて、事前に登録した連絡先等の情報が把握できる支援物品を配付します。
地域医師会等との連携づくり	認知症に対する早期相談や診断等が適切に実施できるよう、地域医師会や認知症疾患医療センター等関係機関との連携づくりを推進します。
認知症初期集中支援チームの推進	地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と、医師・社会福祉士等の複数の専門職で構成された認知症初期集中支援チームにより、認知症の疑いがある方やその家族からの相談に対応し、訪問やアセスメント、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、相談窓口や認知症初期集中支援チームについての理解促進のためチラシ等を配布し、普及啓発に努めます。

事業名	事業概要
認知症高齢者家族支援事業	認知症カフェや、地域住民が集い交流を図るサロン活動等を活用して、認知症のある方とその家族が地域住民と情報を共有し、お互いを理解し合う場の提供に努めます。
認知症サポーターの養成	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員と連携し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい理解の普及に努めます。
チームオレンジの構築	認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」を構築するため、社会福祉協議会や地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員と連携し、認知症サポーターステップアップ研修を開催し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行います。 なお、認知症サポーターステップアップ研修を受講した方に、チームオレンジの活動時や普段身に着けることができる受講証を交付しています。

チームオレンジの構築

単位：チーム

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各年度末時点のチーム数	0	5	12	14	16	18

※令和5年度の実績値は見込値です。

(4) 医療と介護・福祉の連携強化

医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

また、医療・介護・福祉専門職、地域の人を含め、顔の見える関係づくりを進め、地域のニーズや問題・課題等を把握・解決する仕組みをつくり、地域の課題を解決に結びつけるための連携体制を構築します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域医療体制の充実	診療所と高度医療機関、医療機関と介護・保健・福祉分野、近隣市町との連携強化を図り、住民が安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の充実を図ります。
地域の医療・介護の資源の把握と周知	医師会や関係機関・近隣市町と連携し、地域の医療機関や介護事業所等の連絡先一覧について、ホームページに掲載し随時更新して周知します。
医療と介護・福祉の連携	在宅医療連携拠点機能の中心的役割を担う医療機関と連携を強化し、入・退院連携ツールによる退院調整や退院後の日常療養支援、介護サービスや福祉対策等について、多職種協働により在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、近隣市町との連携により作成した医療・介護関係者の情報共有ツールを用いるなど、体制の充実を図ります。
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者の連携強化のため、顔の見える関係を構築することを目的とした、多職種が合同で参加する研修会を近隣市町と連携して実施します。
在宅医療に関する相談支援	医師会や近隣市町と連携し、在宅医療に関する相談窓口を設置し、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師・訪問看護師・理学療法士による訪問リハビリテーション・管理栄養士による訪問栄養指導等、地域の在宅医療に関する相談の受付を実施します。
地域住民への普及啓発	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療・介護サービスに関する理解促進のため、看取りや認知症等についての講演会を実施し、地域住民への普及啓発に努めます。 また、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう「ACP」に関するパンフレットや、人生の終末に備えた「エンディングノート」等の作成・配布を行います。 ※「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」とは、もしものときのために、自分が大切にしていることや、どのような医療やケアを望むかを前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有すること。

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者の研修会	1	1	1	1	1	1
地域住民への普及啓発講演会			1	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

(5) 地域包括支援センター機能の推進

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援していくため、地域ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施を図り、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
地域包括支援センターの機能強化	現在、地域包括支援センターを1か所設置し、各種相談への対応や介護予防事業・包括的支援事業等を実施していますが、今後は高齢化がさらに進行し、要介護・要支援者の増加が見込まれるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けて、中核的な役割を担う地域包括支援センターの適正な人員体制を確保するとともに、行政との連携を強化し、効果的かつ安定的な運営が行われるよう機能強化を図ります。また、地域包括支援センターの業務や相談窓口等について地域住民への普及啓発に努めます。
地域ケア会議	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を毎月開催し、質の高いケアマネジメントの実現による高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、地域課題の状況把握を図ります。
ケアマネジメントの質の向上	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、主治医とケアマネージャー、在宅と施設等の様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的ケアマネジメントの確立が重要なため、県や近隣市町のケアマネージャー研修会等への積極的な参加を促すとともに、支援困難事例への指導助言やケアプラン作成の技術指導等を実施し、ケアマネージャーの資質向上を図ります。

(6) 高齢者の権利擁護の推進

判断能力に不安のある高齢者等の権利擁護について、日常生活で困ることのないよう適切な支援につなげます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターなど関係機関との緊密な連携のもと、虐待を受けた高齢者に対し迅速かつ適切な対応を行います。

また、成年後見制度への理解や利用の促進を図ることで、判断能力に不安のある高齢者においても、本人の意思を尊重した暮らしが確保できるよう努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
権利擁護の推進	認知症により判断能力が不十分な高齢者に対し、地域包括支援センターが中心となり、中核機関である社会福祉協議会と連携しながら、高齢者・家族・民生委員等からの権利擁護に関する相談を受ける体制の強化と周知を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
高齢者虐待防止ネットワークの構築	高齢者が住み慣れた地域で安全かつ安心した生活が送れるよう、地域包括支援センターや権利擁護推進協議会が中心となり、民生委員・地域住民・社会福祉協議会等による地域ネットワークを構築するとともに、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見と早期対応を図ります。
成年後見制度の利用促進	判断能力に支障がある認知症高齢者等の権利や財産を守るため、中核機関である社会福祉協議会や民生委員等と連携を図り、成年後見制度の啓発と利用支援に努めるとともに、一人暮らしで親族等のいない高齢者については、村が審判申し立て等を支援します。※第6章 成年後見制度の利用促進 参照

(7) 地域で見守り支えあう体制づくりの推進

一人暮らし高齢者が増加する中、見守り・声かけ活動を推進するとともに、関係機関間の情報共有とネットワークの充実に努め、地域住民が互いに支えあいながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

① 見守り体制の充実

【主な取り組み】

事業名	事業概要
地域ネットワークづくりの推進	一人暮らしの高齢者等の安否確認や事故・急病等の緊急時に迅速な対応を行うとともに、閉じこもり等による地域や社会からの孤立を予防し、地域での生活を支えるため、地域住民間相互のネットワークづくりを推進します。また、社会福祉協議会と連携し、地域見守り事業やチームオレンジ等、見守り体制の充実に努めます。
訪問活動の充実	民生委員・駐在所等関係機関と連携し、地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等が支援を必要とする高齢者宅を訪問することにより、健康や精神面での孤独感や不安の解消、また、適切なサービス等の利用を推進します。
福祉サービス提供による安否確認	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対する配食サービス等を通じて安否を確認し、事故・急病等の緊急時、関係機関と連携して、迅速な対応ができる体制を確保します。

② 多様な主体の参加による支えあい活動の推進

【主な取り組み】

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業（清川村支え合い体制づくり協議体）	地域と高齢者をつなぎ、高齢者と支援をつなぐため、生活支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら地域高齢者の課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
社会福祉協議会との連携	地域福祉活動の主要な担い手である社会福祉協議会と連携して、地域での見守り・支えあい活動の推進を図ります。また、生活支援コーディネーターと共に、サロン活動（通いの場など）の拡大・充実に取り組めます。
ボランティア活動の推進	地域での見守り・支えあい活動を推進するため、ボランティア活動の紹介や、担い手の養成・育成を行い、ボランティア活動の推進に努めます。

生活支援体制整備事業

単位：回

区分	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
清川村支え合い体制づくり協議体研修会		1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

(8) 地域安全・まちづくり施策の推進

生活環境の整備や防災対策の推進を図るとともに、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

防犯体制や消費者保護については、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法等の犯罪等の注意喚起や相談活動等を引き続き実施します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるべく、交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、公共交通機関の利便性を確保するための施策を検討します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
バリアフリー化の促進	介護保険事業等の住宅改修制度を活用し、段差解消や手すりの取り付け等、住宅のバリアフリー化を促進します。また、すべての人にとって住みやすい居住環境づくりを促進するため、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等の普及・啓発に努めます。
防災対策の推進	地域住民や自主防災組織等の協力を得て、高齢者向けの防災訓練の実施等を検討し、避難体制の整備に努めます。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等については、地域包括支援センターが個別訪問により世帯情報等を確認し、救急医療情報セットの配布や、避難行動要支援者名簿への登録を行い、緊急時の支援体制づくりを推進します。
防犯・交通安全対策の推進	振り込め詐欺や悪徳商法等の犯罪が高齢者に多く発生しているため、各種行事開催時に防犯に関するパンフレットを配布し、また、地域包括支援センターが電話や訪問による注意喚起をするとともに、警察等との連携による出前防犯講話等を開催し、防犯意識の高揚・啓発に努めます。
災害・感染症対策への支援	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、県や介護事業所等と連携し、防災や感性症対策についての啓発を行うとともに、感染症が蔓延した際に事業所が適切な対応を図れるよう助言を行います。

(9) 地域共生社会の実現

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、重層的支援体制の構築に向け取り組んでいきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
庁内連携による分野横断的な支援	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった各分野の支援に従事する部署が、情報共有や相談対応における緊密な連携を行い、分野横断的な支援体制を構築することで、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

3 介護保険事業の円滑な推進と介護保険サービスの充実

(1) 介護保険事業の円滑な推進

① 低所得者対策

高額介護サービス費・高額医療合算サービス費・特定入所者介護サービス費等を給付し、利用者の負担軽減を図ります。

また、保険料の設定にあたっては、応能負担の考え方を基本に、所得段階に応じた弾力化を行い、本計画期間は13段階に設定して、低所得者の負担軽減を図りました。

② 介護給付適正化の推進

介護給付費の増大が見込まれる中、給付の適正化は、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度に資するものであるため、本村でも国の示す介護給付適正化計画の指針を基に、適切な介護サービスの確保と適正な給付を図るため、適正化事業を推進する必要があります。

不適切・不正な介護給付をチェックし、利用者への適切なサービス提供に努めるとともに、制度の趣旨の周知や健全な事業展開に必要な情報提供、給付費の通知等により、給付適正化を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
要介護認定の適正化	新規・区分変更等の要介護（支援）認定に係る調査は、原則として直営で実施しています。要介護認定を適正に行うために、調査結果の点検を行い、不備内容の照会・是正を行います。また、認定調査員が同じ判断基準の解釈で認定調査が実施できるよう、県が実施する研修会を受講する等、要介護認定の適正化に努めます。
ケアプランの点検	居宅サービス計画・介護予防サービス計画について、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目した点検を行い、ケアプランの質の向上に努めます。
住宅改修等の点検 (住宅改修・福祉用具 購入・福祉用具貸与)	住宅改修や福祉用具購入の申請に対して、利用者の実態確認や見積書の点検・訪問調査等を行います。また、必要に応じて理学療法士等のリハビリテーション専門職の協力のもと、住宅改修や福祉用具購入及び福祉用具貸与の利用状況について訪問調査を行い、点検を推進します。
医療情報との突合・ 縦覧の点検	神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、医療給付情報と介護給付情報の突合、縦覧点検帳票による請求内容の確認などを通して適正な介護給付費の請求を行います。
介護給付費通知	介護サービス利用者に対して、介護給付費通知を年4回送付し、利用サービスの内容や請求内容等の確認を求めていくことで、給付費の適正化を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

① 介護給付

要介護認定者を対象とする介護給付は、主に居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスから構成されます。

② 介護予防給付

要支援認定者を対象とする介護予防給付は、主に介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスから構成されます。

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成 27 年度から地域支援事業の総合事業で実施しています。

③ 介護人材の確保と資質向上の取り組み

高齢者人口の増加に伴う介護の担い手不足が課題となっていることから、介護サービス等を担う人材の育成・確保に向けた取り組みを行います。

人材の育成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資質向上に取り組みます。また、人材育成の一環として、幼少期から思春期にかけて関係機関が実施する福祉教育等と連携し、介護職等への興味関心を促していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
介護離職防止の取り組みの推進	介護離職防止の観点から、県や関係機関等と連携した職場環境の改善に関する普及啓発を行います。
業務の効率化の取り組みの推進	県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化等、業務効率化に取り組みます。
介護人材育成の取り組みの推進	教育機関と社会福祉協議会が取り組む福祉教育事業と連携し、中学生に対し介護の仕事についての理解促進を図り、介護職の魅力を発信していきます。 また、仕事を再開する子育て世代の若年層等を対象に、介護の仕事について普及啓発を行い、介護人材確保に努めます。
介護人材の資質向上	県や近隣市町と連携し、多職種による各種研修会等を実施し、介護従事者の資質向上に努めます。

④ その他の取り組み

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
市町村特別給付	市町村特別給付は、要介護者に対し介護保険法で定められた保険給付以外に、市町村独自の条例等で定めた給付を行うもので、財源がすべて第1号被保険者の保険料となるため、保険料基準額が増額となることから、本村では導入しないこととし、地域支援事業や村の福祉事業の充実に努めます。
保健福祉事業	保健福祉事業は、介護者等の支援のために必要な事業、要介護状態となることを予防するための事業及び介護サービス等費用に係る資金の貸付事業等で、財源がすべて第1号被保険者の保険料となるため、保険料基準額が増額となることから、本村では実施していません。

1 人口及び要支援・要介護認定者の推計

(1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量の推計は、概ね以下の手順に沿って行います。

1 将来人口推計

直近の住民基本台帳人口をベースとして、各歳別・男女別に推計。



2 要介護（要支援）認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス
利用者数の推計



居宅サービス
利用者数の推計



4 総給付費の推計

[サービス別・要介護度別1人当たり給付額] × [各利用者数推計]



5 介護保険給付費の推計

2 高齢者人口等の推計

(1) 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

高齢者人口（第1号被保険者数・65歳以上人口）は、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）には減少局面に入り、令和8年度は1,052人になる見込みとなっています。

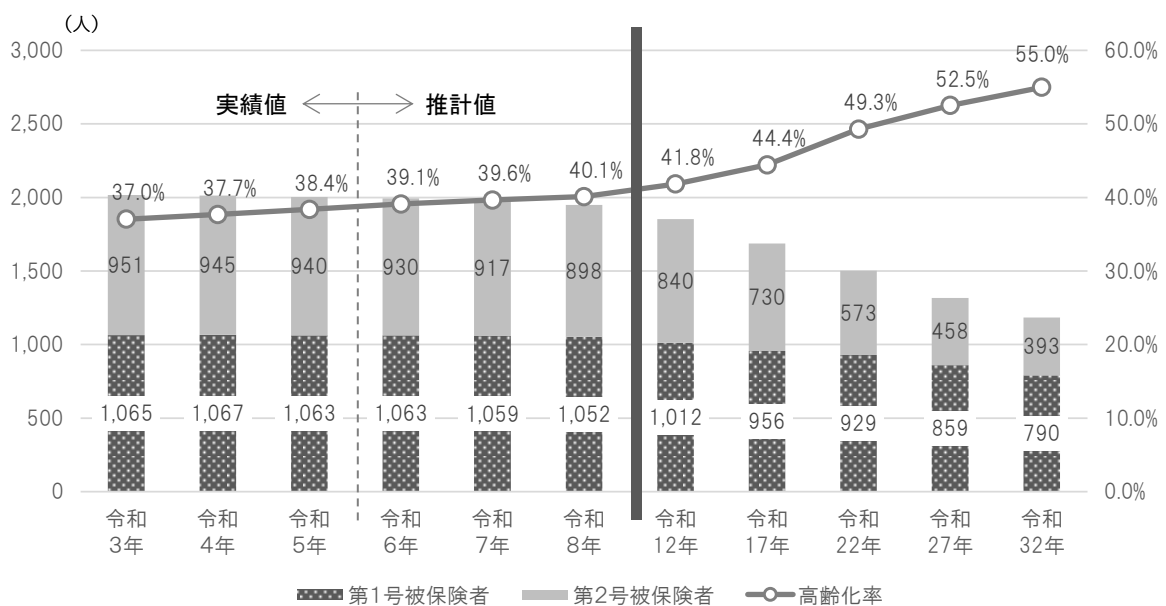
また、高齢化率は令和8年度に40.1%、令和22年度に49.3%と見込まれます。

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

単位：人、%

区分	実績			推計				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	令和32年度
総人口	2,875	2,831	2,770	2,718	2,671	2,623	1,885	1,437
第1号被保険者 (65歳以上)	1,065	1,067	1,063	1,063	1,059	1,052	929	790
第2号被保険者 (40～64歳)	951	945	940	930	917	898	573	393
合計(40歳以上)	2,016	2,012	2,003	1,993	1,976	1,950	1,502	1,183
高齢化率	37.0	37.7	38.4	39.1	39.6	40.1	49.3	55.0

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計（グラフ）



資料：実績値・住民基本台帳（各年10月1日現在）
（推計値は実績値に基づいて算出）

(2) 認定者数の推計

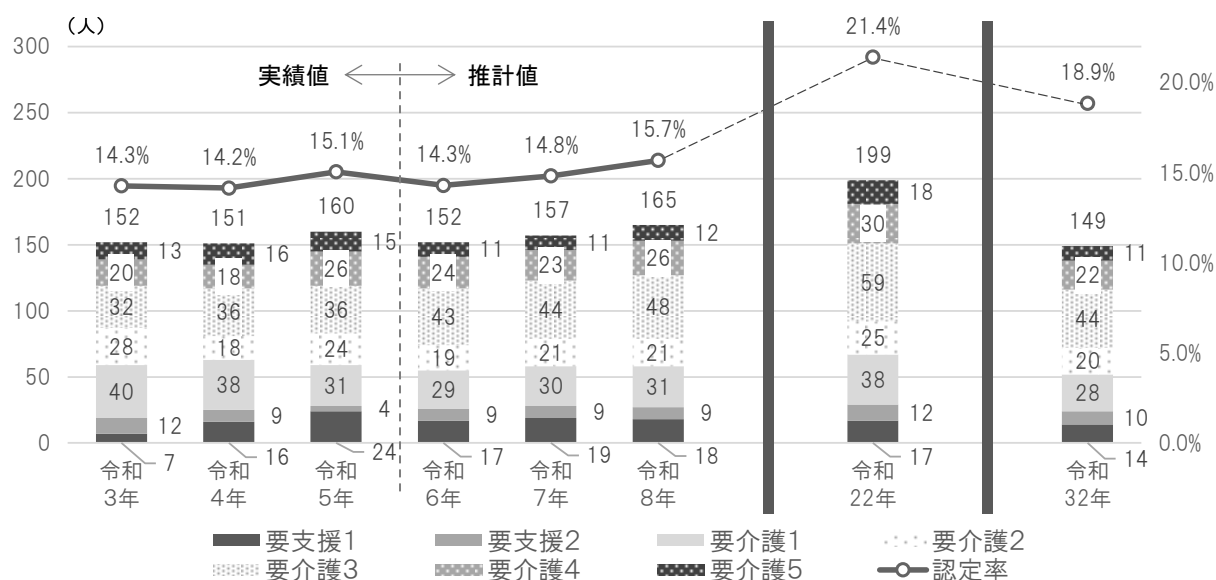
認定者数は、令和8年度で165人、令和22年度で199人になる見込みとなっています。

認定者数の推計

単位：人、%

区分	実績			推計				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	令和32年度
要支援1	7	16	24	17	19	18	17	14
要支援2	12	9	4	9	9	9	12	10
要介護1	40	38	31	29	30	31	38	28
要介護2	28	18	24	19	21	21	25	20
要介護3	32	36	36	43	44	48	59	44
要介護4	20	18	26	24	23	26	30	22
要介護5	13	16	15	11	11	12	18	11
合計	152	151	160	152	157	165	199	149
認定率	14.3	14.2	15.1	14.3	14.8	15.7	21.4	18.9

認定者数の推計（グラフ）



資料：実績値・介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）
（推計値は実績値に基づいて算出）

※第2号被保険者（40～64歳）をのぞく

3 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。

居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネージャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の一定割合（利用者の合計所得額により1割～3割）をサービス事業者に支払います。

（1）訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	回/月	384	307	352	391	391	391	442
	人/月	19	20	18	20	20	20	24

※令和5年度の実績値は見込値です。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護（支援）認定者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問入浴介護	回/月	6	6	0	6	6	6	6
	人/月	1	1	0	1	1	1	1
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護（支援）認定者について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供にあたっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問看護	回/月	129	87	66	82	82	82	78
	人/月	19	15	14	16	16	16	16
介護予防訪問看護	回/月	10	11	11	9	9	9	12
	人/月	3	3	3	2	2	2	3

※令和5年度の実績値は見込値です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護（支援）認定者の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	回/月	63	65	44	43	43	43	52
	人/月	5	5	4	4	4	4	5
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護（支援）認定者について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅療養管理指導	人/月	16	17	18	17	17	18	20
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	1	3	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

(6) 通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所介護	回/月	165	156	259	239	239	239	323
	人/月	19	17	24	22	22	22	30

※令和5年度の実績値は見込値です。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所リハビリテーション	回/月	125	120	122	119	119	119	164
	人/月	15	14	15	14	14	14	19
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1	2	2	4	4	5	3

※令和5年度の実績値は見込値です。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所生活介護	日/月	43	77	86	72	72	72	90
	人/月	7	10	10	10	10	10	13
介護予防短期入所生活介護	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所療養介護(老健)	日/月	18	17	4	10	10	10	10
	人/月	3	3	1	3	3	3	3
短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護（支援）認定者の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸与します。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
福祉用具貸与	人/月	65	64	64	65	66	68	69
介護予防福祉用具貸与	人/月	13	13	18	19	20	20	20

※令和5年度の実績値は見込値です。

(11) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

要介護（支援）認定者の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定福祉用具購入費	人/年	14	7	7	12	12	12	12
特定介護予防福祉用具購入費	人/年	1	3	3	6	6	6	6

※令和5年度の実績値は見込値です。

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護（支援）認定者が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費の一部を支給します。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
住宅改修	人/年	10	3	10	12	12	12	12
介護予防住宅改修	人/年	2	4	4	6	6	6	6

※令和5年度の実績値は見込値です。

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	人/月	2	2	3	2	2	2	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

4 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等の随時対応を行うサービスです。

なお、本計画期間では、利用量を見込みませんが、サービス提供の必要が生じた場合には、近隣市町及び施設との調整に努めます。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護認定者等が通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	回/月	40	36	66	47	47	47	79
	人/月	3	3	4	2	2	2	6
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

なお、本計画期間では、利用量を見込みませんが、サービス提供の必要が生じた場合には、近隣市町及び施設との調整に努めます。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護認定者等が共同生活を営み、その住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定員	人/月	18	18	18	18	18	18	18
認知症対応型共同生活介護	人/月	4	5	4	12	14	16	18
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

なお、本計画期間では、利用量を見込みませんが、サービス提供の必要が生じた場合には、近隣市町及び施設との調整に務めます。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定員	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

なお、本計画期間では、利用量を見込みませんが、サービス提供の必要が生じた場合には、近隣市町及び施設との調整に務めます。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定員	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

なお、本計画期間では、利用量を見込みませんが、サービス提供の必要が生じた場合には、近隣市町及び施設との調整に務めます。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は見込値です。

(9) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護認定者に対して、通所介護サービスを提供します。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型 通所介護	回/月	289	310	309	290	290	290	386
	人/月	31	30	27	28	28	28	36

※令和5年度の実績値は見込値です。

5 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる4種類の施設で提供されています。

本計画期間中には、村内への新たな施設整備は見込まず、需要に応じて、近隣市町との広域的な調整によりサービスの確保に努めます。

(1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定員	人/月	29	29	29	29	29	29	29
介護老人福祉施設	人/月	23	22	23	23	22	21	26

※令和5年度の実績値は見込値です。

(2) 介護老人保健施設

病気等で入院していた高齢者が退院後、在宅復帰できるよう支援する施設で、要介護認定者等に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定員	人/月	9	9	9	9	9	9	9
介護老人保健施設	人/月	12	11	17	13	12	11	19

※令和5年度の実績値は見込値です。

(3) 介護療養型医療施設、介護医療院

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための準備期間が6年間延長され、令和5年度末に廃止されることとなりました。

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

本計画期間中では、村外施設の利用を想定し、広域的な圏域調整を図ります。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護療養型医療施設	人/月	1	1	0				
介護医療院	人/月	1	1	0	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

6 居宅介護支援・介護予防支援

要介護（支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネージャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護支援	人/月	82	80	78	71	75	77	81
介護予防支援	人/月	14	16	21	22	22	22	22

※令和5年度の実績値は見込値です。

7 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、訪問・通所事業者や、多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来の専門的なサービスや、住民等多様な主体によるサービスを提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

（1）－ 1 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護相当サービス	人/月	3	4	4	4	4	4	4

※令和5年度の実績値は見込値です。

(1) - 2 通所型サービス

要支援者等を対象に、通所介護に相当するサービスで、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所介護相当サービス	人/月	2	1	2	2	2	2	2
通所型サービスA	人/月	7	7	7	7	7	7	7

※令和5年度の実績値は見込値です。

(1) - 3 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

事業		実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防ケアマネジメント	人/月	19	17	16	15	15	15	15

※令和5年度の実績値は見込値です。

8 保険料の算出

(1) 介護サービス給付費の推計

介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
居宅サービス				
訪問介護	12,497	12,513	12,513	15,154
訪問入浴介護	925	926	926	926
訪問看護	6,519	6,527	6,527	6,087
訪問リハビリテーション	1,656	1,658	1,658	2,031
居宅療養管理指導	2,906	2,910	3,048	3,362
通所介護	25,025	25,057	25,057	33,631
通所リハビリテーション	13,499	13,516	13,516	18,343
短期入所生活介護	8,087	8,097	8,097	10,462
短期入所療養介護（老健）	1,257	1,258	1,258	1,258
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	12,113	12,320	12,805	13,299
特定福祉用具購入費	336	336	336	336
住宅改修	943	943	943	1,953
特定施設入居者生活介護	4,491	4,497	4,497	8,994
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,310	2,313	2,313	3,636
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	7,448	7,457	7,457	13,686
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	32,490	37,870	43,710	59,109
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	33,119	33,161	33,161	45,223
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	75,812	72,728	69,102	86,786
介護老人保健施設	43,434	39,955	36,421	65,171
介護医療院	3,170	3,174	3,174	4,405
介護療養型医療施設				
居宅介護支援	15,219	16,189	16,648	16,788
介護サービスの総給付費（I）	303,256	303,405	303,167	410,640

予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	633	634	634	819
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	119	119	119	119
介護予防通所リハビリテーション	1,321	1,322	1,598	828
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,535	1,620	1,620	1,620
特定介護予防福祉用具購入費	156	156	156	156
介護予防住宅改修	360	360	360	360
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	1,280	1,282	1,282	1,282
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	5,404	5,493	5,769	5,184

総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	308,660	308,898	308,936	415,824

(2) 標準給付費見込額の推計

標準給付費の見込み

単位：千円

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
総給付費	308,660	308,898	308,936	415,824
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	4,934	5,002	5,096	5,850
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	8,773	8,785	8,785	10,923
高額医療合算介護サービス費等給付額	750	750	750	942
算定対象審査支払手数料	216	216	216	254
標準給付費見込額(合計)	323,333	323,651	323,783	433,792

(3) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の見込み

単位：千円

サービス種類・項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	11,066	11,061	11,066	11,066
①介護予防・生活サービス事業	9,985	9,985	9,985	9,985
訪問介護相当サービス	1,008	1,008	1,008	1,008
通所介護相当サービス	888	888	888	888
通所型サービスA	7,231	7,231	7,231	7,231
介護予防ケアマネジメント	846	846	846	846
審査支払手数料	12	12	12	12
②一般介護予防事業	1,081	1,076	1,081	1,081
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	987	982	982	82
包括的支援事業	74	69	69	69
任意事業	913	913	913	13
包括的支援事業(社会保障充実分)	680	680	680	680
在宅医療・介護連携推進事業	604	604	604	604
生活支援体制整備事業	30	30	30	30
認知症初期集中支援推進事業	46	46	46	46
地域支援事業費(合計)	12,733	12,723	12,728	11,828

(4) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (①)	323,333,000	323,651,000	323,783,000	970,767,000
地域支援事業費 (②)	12,733,000	12,723,000	12,728,000	38,184,000
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%))	94,015,130	94,101,620	94,139,980	282,256,730
調整交付金見込額 (④)	0	435,000	904,000	1,339,000
財政安定化基金拠出金見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)				6,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (⑦)				3,795,000
第9期保険料収納必要額 (⑧ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦)				271,122,730
予定保険料収納率 (⑨)				99.60%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑩)	1,154人	1,152人	1,145人	3,451人
年額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩)				78,876
月額保険料基準額 (⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ ÷ 12)				6,573

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(5) 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

被保険者数の見込み

単位：人

所得段階	対象者	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方 世帯全員が村民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	125	124	123
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	69	69	68
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	51	51	50
第4段階	本人が村民税非課税で、世帯の中に村民税課税の方がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	114	113	113
第5段階	本人が村民税非課税で、世帯の中に村民税課税の方がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	164	163	162
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	192	191	190
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	197	196	195
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	72	72	71
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	37	37	37
第10段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	15	15	15
第11段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	6	6	6
第12段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	5	5	5
第13段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	16	17	17
	合 計	1,063	1,059	1,052

保 険 料

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	年額保険料 (円)	参考月額 保険料 (円)
第 1 段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方 世帯全員が村民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.455 (0.285)	35,892 (22,476)	2,991 (1,873)
第 2 段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	0.685 (0.485)	54,036 (38,256)	4,503 (3,188)
第 3 段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	0.69 (0.685)	54,420 (54,036)	4,535 (4,503)
第 4 段階	本人が村民税非課税で、世帯の中に村民税課税の方がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	0.9	70,992	5,916
第 5 段階	本人が村民税非課税で、世帯の中に村民税課税の方がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	78,876	6,573
第 6 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2	94,656	7,888
第 7 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.3	102,540	8,545
第 8 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	118,320	9,860
第 9 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.7	134,088	11,174
第 10 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.9	149,868	12,489
第 11 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.1	165,636	13,803
第 12 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.3	181,416	15,118
第 13 段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	2.4	189,300	15,775

※低所得者の負担軽減を強化するため、第 1～3 段階の保険料は、() 内の金額となります。

※端数調整の関係上、月額保険料は四捨五入しています。

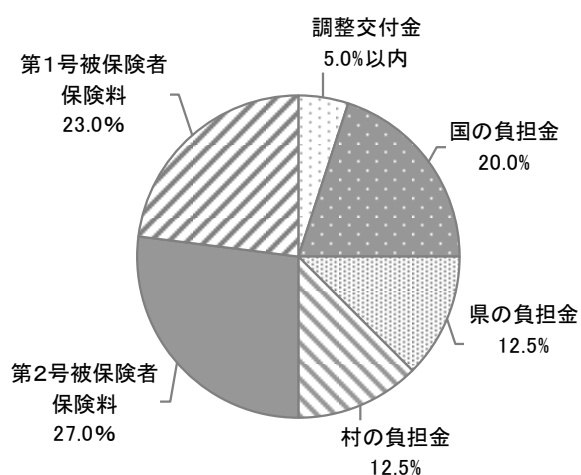
(6) 介護保険事業の財源

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、標準給付費、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

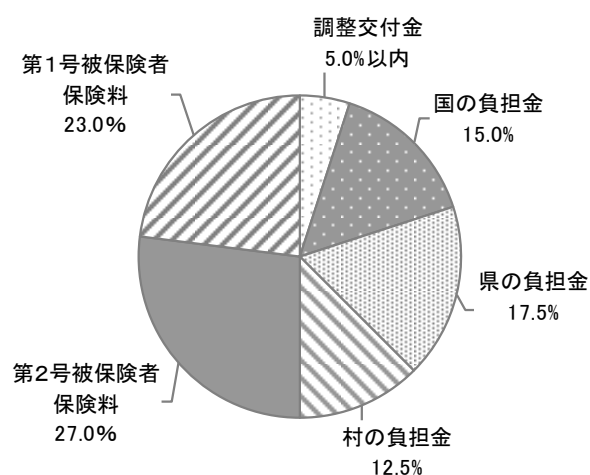
そのうち、標準給付費と地域支援事業費の財源は、国の負担金（調整交付金を含む）、県の負担金、村の負担金、第2号被保険者の保険料（支払基金交付金）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

標準給付費の財源構成

居宅給付費

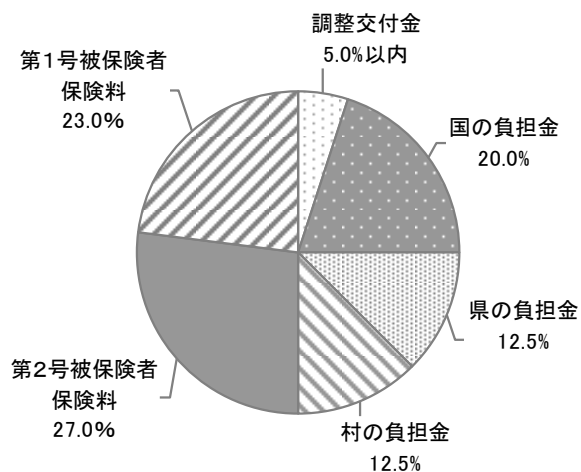


施設等給付費

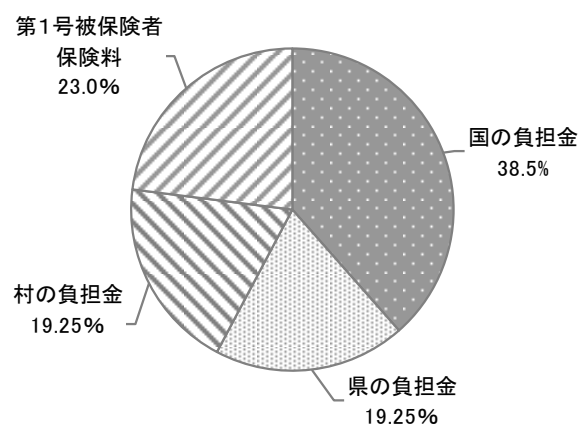


地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業および任意事業



地域共生社会の実現に向けて、認知症、知的及び精神障がいがあることなどにより財産の管理または日常生活等に支障がある人を、社会全体で支え合うことが求められています。

住み慣れた地域での暮らしや自己の意思決定の支援を目的に、成年後見制度の利用促進に努めます。

1 成年後見制度に係る村長申立・法定後見人の報酬助成の実施

認知症等により判断能力が不十分である高齢者の権利擁護を目的として、村長申立・法定後見人の報酬助成により、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業 (報酬助成)	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績値は見込値です。

2 中核機関の設置・運営

地域において成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関である社会福祉協議会と連携し、①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整、担い手育成・活動の促進）、④後見人支援を行います。

3 法律・福祉の専門職団体や福祉、医療、地域等の福祉関係の連携体制強化

成年後見制度の利用に対し、法律・福祉の専門職団体や福祉、医療、地域等の関係機関が必要な支援を行うことができるよう、相互の連携を強化し、自発的に協力する体制づくりを進めることを目的とした合議体として、「権利擁護推進協議会」を設置・運営します。

1 計画の推進体制

(1) 関係機関、地域との連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉等さまざまな関係機関との連携が必要となります。

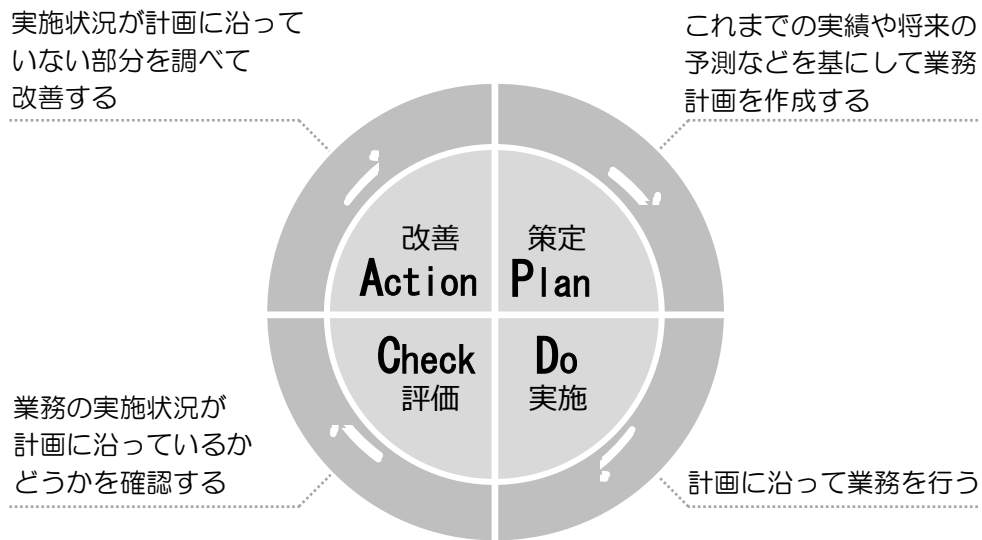
社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉・医療・保健関係者、警察等の関係機関や、地域の多様な主体等との連携を図り、高齢者のニーズに即した高齢者施策の展開が図れるよう体制の強化に努めます。

また、庁内の保健・医療・福祉等関係分野と連携・協働して事業に取り組み、推進体制を強化します。

(2) 計画の進行管理

介護保険事業、高齢者福祉施策等を円滑に推進するためには、計画の進捗状況を把握し、進行を管理することが重要です。そのため、保健・医療・福祉等の各専門分野の代表者及び被保険者の代表等で構成する「清川村介護保険運営協議会」において、その状況を報告し、庁内においても計画の進捗状況の自己管理、評価を行います。また、次年度以降の計画推進及び次期計画の策定における施策展開の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行い、その結果を取りまとめ「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



【点検・評価の手順】

- ① PLAN（計画策定）：目標を設定して、実現するための計画を立てる。
- ② DO（実行）：目標達成に向けて各種取組を実行する。
- ③ CHECK（点検・評価）：取組状況と達成状況を把握し、評価を行う。
- ④ ACTION（改善・見直し）：評価に基づき、計画の改善を行う。

参考資料

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和4年8月29日	令和4年度 第1回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	(1)令和3年度清川村介護保険事業特別会計決算見込み等について (2)令和3年度清川村地域包括支援センター活動状況について (3)清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画基礎調査(案)について
令和4年12月5日～12月19日	①65歳以上(無作為抽出) ②40～64歳(無作為抽出) ③要介護認定者およびその家族(全員) ④施設入所の要介護認定者の家族(全員) ⑤在宅介護者	清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画基礎調査の実施
令和5年2月13日	令和4年度 第2回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	(1)清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画基礎調査結果について (2)清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について(スケジュール等)
令和5年8月28日	令和5年度 第1回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	(1)令和4年度清川村介護保険事業特別会計決算見込み等について (2)令和4年度清川村地域包括支援センター活動状況について (3)清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について(骨子案)
令和5年11月27日～12月6日	清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定(計画原案)に伴う意見聴取	清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について(計画原案)
令和6年1月9日～1月18日		清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に関するパブリックコメントの実施
令和6年2月5日	令和5年度 第2回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	(1)パブリックコメントの実施結果について (2)清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について(計画原案)
令和6年3月4日	令和5年度 第3回清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について

2 清川村介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき策定された清川村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の円滑な推進を図るため、清川村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び施策の評価に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定に関すること。
- (5) その他介護保険事業の運営に関し、必要と認める事項。

(委員)

第3条 協議会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉に関する知識を有する者
- (2) 被保険者を代表する者
- (3) 公益を代表する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係者に対して資料の提出及び説明等、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

3 清川村介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
公益を代表する者	◎落合 美和	清川村議会議員	
保健、医療及び福祉に関する知識を有する者	増田 直樹	医療法人社団増田厚生会 清川遠寿病院理事長	
	○山戸 正志	清川村 社会福祉協議会会長	
	山本 喜徳	特別養護老人ホーム メイサムホール施設長	
	平田 京子	清川村 民生委員児童委員代表	令和4年4月1日 ～令和4年11月30日
	原田 秋子		令和4年12月1日～
	田中 智子	神奈川県 厚木保健福祉事務所 保健福祉課長	
被保険者を代表する者	梶山 スキ子	清川村 緑ことぶき連合会代表	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
	大堀 多恵子		令和5年4月1日～
	久保田 俊夫	第1号被保険者代表 (公募)	
	岩澤 洋	第1号被保険者代表 (公募)	
	橋本 直人	第2号被保険者代表 (公募)	

◎：会長、○：副会長

清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発行：清川村 子育て健康福祉課

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

電話：046-288-3861

F A X：046-288-2025
